

本年も大原予想が 冴え渡る!!



簿記論

大当り

本試験問題

●第三問

- (6) E 備品は次の①～⑩により、当期から甲社が借手としてリースを行っているものであるが、当該リース取引に関する全ての記帳が未処理となっている。ファイナンス・リース取引については、リース資産勘定及びリース債務勘定で処理し、リース料に含まれる維持管理費用相当額を費用処理する場合には、その他営業費勘定で処理するものとする。なお、E 備品に関する入出金はY銀行の当座預金口座を通じて行っている(2(2)⑥参照)。
- リース取引開始日：X23年4月1日
 - リース取引終了日：X28年3月31日
 - 解約不能のリース期間：5年
 - 所有権移転条項及び割安購入選択権：なし
 - 当該備品は借手の特別仕様ではない。
 - リース料の支払
・毎年1回3月31日に後払い(初回支払日：X24年3月31日)
・年額リース料：694,100円(リース料総額：3,470,500円)。当該リース料には、リース物件に係る固定資産税及び保険料等である維持管理費用相当額35,000円(年額)が含まれている。当該維持管理費用相当額は借手に明示されており、リース料に占める割合は重要であるものとする。
 - 借手において貸手の購入価額及び計算利率は明らかではない。
 - 借手の見積現金購入価額：2,799,000円
 - 借手の追加借入利率：年3.2%
 - 利息法による利息相当額の算定に必要な利率：年5.7%

●第三問

7 借入金

- (1) 甲社はX23年10月1日に、Y銀行から5,000,000円(借入期間：X23年10月1日～X28年9月30日、年利率：基準金利+0.7%、利払いは3月末日及び9月末日の後払い)の借入れを行った。また、甲社は同日に、変動金利を固定金利に変換するために、Y銀行と次の条件で金利スワップ契約を締結した。
- 想定元本：5,000,000円
 - 甲社はY銀行に想定元本に対して年利率1.5%の固定金利を支払い、Y銀行から年利率：基準金利+0.7%の変動金利を受け取る。
 - 契約期間：X23年10月1日～X28年9月30日
 - 金利スワップの受払日：3月末日及び9月末日
- (2) 当期末における金利スワップの時価は525,000円(正味の債務)であった。
- (3) 借入金又は金利スワップの基準金利は、支払日又は受払日から6ヶ月前の水準が適用される。なお、X23年9月30日の基準金利は年0.4%であった。
- (4) 金利スワップの特例処理を適用する(当該取引はヘッジ会計の要件及び特例処理適用に際しての一定の要件を充たすものとする)。
- (5) Y銀行からの資金の借入れを長期借入金勘定で処理したのみであり、利息の支払い及び金利スワップに係る処理が未処理となっている(2(2)⑦参照)。

●第三問

8 新株予約権付社債

- (1) X23年4月1日に新株予約権付社債(額面総額：12,000,000円、120口)を発行し、期中において発行時の払込金額を仮受金、利払時の支払額を仮払金として処理している。
- (2) 新株予約権付社債の発行条件等は次のとおりである。
- 社債の発行価格：額面金額1口100,000円につき95,000円
新株予約権の発行価格：1個につき5,000円
 - 償還期限：X28年3月31日
 - 利率：年3.0%(利払日：毎年3月31日)
 - 付与割合：社債券1口につき1個の新株予約権
 - 交付株式数：新株予約権1個につき10株
 - 資本金計上額：1株当たり6,000円
 - 権利行使期間：X23年4月25日～X28年3月24日
- (3) X23年10月31日に新株予約権の70%について権利行使され、社債による払い込みを受けたが未処理である。また、権利行使により払い込まれた社債については配当との調整上、利息を支払わないものとする。
- (4) 会計処理は区分法を採用し、社債については償却原価法(定額法)を適用する。

大原予想問題

●第3回直前対策模擬試験(第一問) 問1

【資料】

- リース契約日はX3年4月1日であり、リース期間は4年間である。
 - リース料として年額1,000,000円を毎年3月31日に支払う。
 - リース契約終了時に当該リース物件は貸手に返却される。
 - 当該リース物件の見積現金購入価額は3,900,000円である。
 - 当該リース契約において貸手の計算利率は不明であり、リース契約開始時における当社の追加借入利率は年3%である。
 - 年3%、期間4年の現価係数は0.889、年金現価係数は3.717である。
 - 減価償却を行う場合の償却方法は定額法、記帳方法は直接法によることとする。
 - 金額計算において、円未満の端数が生じた場合には、円未満を切り捨てる。
 - 解答金額が「0」となる場合は、「0」と記載する。
- (4) 当該リース取引がファイナンス・リース取引に分類され、年額リース料にリース物件に係る固定資産税、保険料等である維持管理費用相当額100,000円が含まれていることが当社に明示されており、かつ重要性があるものと判断される場合の以下の問いに答えなさい。
- リース資産の取得原価の金額

●第1回ブレ模擬試験(第三問)

10 借入金

- 令和5年6月1日に期間4年、210,000千円(毎年5月31日に52,500千円を分割返済)の変動金利による借入を行った。借入と同時に変動金利を固定金利に変換するため、変動金利を受取り、固定金利年2.8%を支払う、期間4年、想定元本210,000千円の金利スワップ契約を締結した。借入金及び金利スワップの利息は、いずれも後払いで毎年5月31日と11月30日に支払われる。この金利スワップ及び対象となっている借入金は、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、当該会計処理は特例処理を行うものとする。
- 令和5年11月30日に適用される変動金利は年2.4%、令和6年3月31日に適用される変動金利は年3.0%である。なお、令和5年11月30日支払分に係る金利スワップの純支払額は仮払金に計上されている。
- 当該借入金につき、翌々期以降に返済期限が到来する金額は長期借入金に振替える。なお、当該借入金以外の借入金はすべて翌期に返済期限が到来する借入金である。

●第2回直前予想模擬試験(第三問)

12 転換社債型新株予約権付社債

- 甲社は令和4年4月1日に転換社債型新株予約権付社債を以下の条件で発行している。令和6年3月29日に新株予約権の一部について権利行使があり、新株30,000株を発行したが未処理であった。なお、会計処理は区分法を採用している。
- 発行総額：60,000,000円(額面発行)
 - 社債の対価総額：57,000,000円
 - 新株予約権の対価総額：3,000,000円
 - 期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日
 - 利率：付さない
 - 転換価額：1株当たり800円
 - 交付株式数：社債の額面金額
転換価額
 - 資本組入額：当該社債の権利行使に伴う株式の発行価額は全額資本金とする。
 - 償却原価法：定額法



本試験問題

●第三問

6 有形固定資産

- (1) 甲社が当期末において保有する有形固定資産に関する資料は次のとおりであり、当期の減価償却費の計上は未処理である。また、減価償却の処理は間接法を採用しており、過年度の減価償却計算は適正に行われているものとする。なお、有形固定資産の残存価額はゼロとする。

	取得原価	事業供用日	経済的耐用年数	償却方法
A建物	()円	X24年1月15日	30年	定額法
B機械装置	()円	X23年10月1日	10年	定額法
C車両	1,400,000円	X19年4月1日	7年	200%定率法
D備品	3,500,000円	X21年10月13日	5年	定額法
E備品	()円	X23年4月1日	6年	定額法
F土地	100,000,000円	X19年7月28日	—	—

- (4) C車両の減価償却計算においては、200%定率法の償却率は0.286、改定償却率は0.334、保証率は0.08680を用いること。

●第二問

問1

- 4 備品Dの減価償却は、X23年3月31日まで耐用年数を8年、残存価額をゼロとする200%定率法により行ってきたが、X23年4月1日から減価償却方法を定額法に変更する。当該変更は正当な理由に基づくものである。なお、耐用年数及び残存価額の見積りに変更はない。

●第三問

11 自己株式及び剰余金の配当等

- (3) X24年2月22日に新株の発行3,000株及び自己株式の処分2,000株を行い、12,500,000円が払い込まれており、払込額を仮受金として処理している。また、【資料1】の自己株式勘定は前期末残高であり自己株式数は2,000株である。なお、自己株式の処分単価は移動平均法により算定するものとし、資本金計上額は会社法規定の最低限度額とする。

大原予想問題

●第4回実力判定公開模擬試験〔第三問〕

5. 有形固定資産

決算整理前残高試算表の有形固定資産の内訳は次のとおりである。減価償却方法は車両は定率法、その他の有形固定資産は全て定額法である。

種類	取得価額	期首帳簿価額	使用開始年月	耐用年数	備考
車両	1,000,000円	216,000円	2020年4月	5年	(注1、2)
備品A	100,000円	(各自推算)円	2021年4月	5年	(注1、3)
備品B	(各自推算)円	—	2023年9月	6年	(注1、3)
備品C	(各自推算)円	(各自推算)円	2022年4月	6年	(注1、4)

(注1) 2007年4月1日以降に取得した有形固定資産の残存価額はゼロとしている。

(注2) 前期における調整前償却額は償却保証額以上である。償却率は0.400、保証率は0.10800、改定償却率は0.500である。

●第1回直前対策模擬試験〔第三問〕

① 備品A

取得価額は3,000,000円、耐用年数は8年であり、2021年4月に取得し、直ちに事業の用に供したものである。前期末までは定率法(償却率：0.250)により減価償却計算を行っていたが、当期より定額法に変更した。なお、当該変更は正当な理由があると認められるものであり、残存耐用年数にて償却を行う。

●第3回実力判定公開模擬試験〔第二問〕 問2

2. 株式の変動に関する事項

- (1) 期首において保有していた自己株式の帳簿価額は1株当たり51千円である。
(2) X2年8月1日に自己株式1,000株を1株当たり50千円で取得した。
(3) X2年12月1日に、募集株式の発行等を行い、1株当たり52千円の金銭が払い込まれた。なお、交付した株式のうち2,000株は自己株式の処分、750株は新株を発行している。



本試験問題

●第一問 問1(1)(2)

次の文章は、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」(以下「討議資料」という。)第2章本文第2項を引用したものである。これに基づき以下の(1)～(3)の問に答えなさい。

本文

2. 意思決定有用性は、意思決定目的に関連する情報であること(意思決定との関連性)と、一定の水準で a できる情報であること(a 性)の2つの下位の特性により支えられている。さらに、内的整合性と比較可能性が、それら3者の階層を基礎から支えると同時に、必要条件ないし閾限界として機能する。

(1) 下線①について、空欄 a に当てはまる適切な語句を漢字2字で答えなさい。

(2) 下線①を支える下位概念を【選択肢A】の中から3つ選び、記号(い～ち)で答えなさい。

【選択肢A】

- | | |
|------------|-----------------|
| い 適時性 | ろ 一般的な制約としてのコスト |
| は 検証可能性 | に 表現の忠実性 |
| ほ 情報ニーズの充足 | 中 中立性 |
| と 情報価値の存在 | ち 目的適合性 |

●第一問 問2

6-2. 棚卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算して取得原価とし、(略)選択した方法を適用して売上原価等の払出原価と期末棚卸資産の価額を算定するものとする。

7. 通常の販売目的(販売するための製造目的を含む。)で保有する棚卸資産は、取得原価をもって a とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって a とする。(略)

9. b から外れた滞留又は処分見込等の棚卸資産について、合理的に算定された価額によることが困難な場合には、正味売却価額まで切り下げる方法に代えて、その状況に応じ、次のような方法により収益性の低下の事実を適切に反映するよう処理する。

(1) 帳簿価額を処分見込価額(略)まで切り下げる方法

(2) 一定の回転期間を超える場合、定期的に帳簿価額を切り下げる方法

10. 製造業における原材料等のように再調達原価の方が把握しやすく、c には、継続して適用することを条件として、再調達原価(略)によることができる。

15. トレーディング目的で保有する棚卸資産については、時価をもって a とし、帳簿価額との差額(評価差額)は、当期の損益として処理する。

●第一問 問2

15. トレーディング目的で保有する棚卸資産については、時価をもって a とし、帳簿価額との差額(評価差額)は、当期の損益として処理する。

(6) 下線②について、「棚卸資産会計基準」は第4項において、本会計基準第15項でいうトレーディング目的で保有する棚卸資産の「時価」の定義は企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」第5項に従うとされている。それでは、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」に関する次の説明のうち適切でないものを1つ選び、記号(ア～オ)で答えなさい。

ア 同一の資産又は負債の価格が観察できない場合に用いる評価技法には、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にする。

イ 負債の時価の算定にあたっては、負債の不履行リスクの影響を反映する。

ウ 資産又は負債の取引の数量又は頻度が当該資産又は負債に係る通常の市場における活動に比して著しく低下していると判断した場合、取引価格又は相場価格が時価を表しているかどうかについて評価する。

エ 時価の算定にあたっては、状況に応じて、十分なデータが利用できる評価技法を用いる。例えば、マーケット・アプローチやインカム・アプローチがある。

オ 時価は、直接観察可能であるかどうかにかかわらず、算定日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の入口価格である。

●第二問 問2(2)

(2) のれんの償却について、これを不要とする説と必要とする説とが理論上対立している。我が国では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(以下「企業結合基準」という。)にもみられるように、償却を必要とする説が採用されているが、その採用理由を答えなさい。

大原予想問題

●第2回直前予想模擬試験(第一問) 1(2)

(2) 「討議資料」では、財務報告の目的を達成するために提供される会計情報に求められる基本的で、最も重要な特性は、意思決定有用性であると示されており、これを支える下位の特性として「意思決定との関連性」及び「信頼性」が挙げられている。そこで、「討議資料」第2章に基づき、(A)「意思決定との関連性」を支える特性、(B)「信頼性」を支える特性を、それぞれ【選択肢】の中からすべて選び、記号(ア～コ)で答えなさい。
(選択肢)

- | | | |
|------------|-----------|-----------------|
| ア 理解可能性 | イ 検証可能性 | ウ 表現の忠実性 |
| エ 情報ニーズの充足 | オ 情報価値の存在 | カ 内的整合性 |
| キ 中立性 | ク 重要性 | ケ コストとベネフィットの斟酌 |
| コ 比較可能性 | | |

●全国統一公開模擬試験(第二問) 問2

7 通常の販売目的(販売するための製造目的を含む。)で保有する棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。この場合において、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理する。

10 製造業における原材料等のように再調達原価の方が把握しやすく、正味売却価額が当該再調達原価に歩調を合わせて動く想定される場合には、継続して適用することを条件として、再調達原価(最終仕入原価を含む。以下同じ。)によることができる。

(1) 収益性が低下した場合における簿価切下げは、取得原価基準の下での会計処理とされる。そこで、「企業会計基準第9号」においては、取得原価基準をどのように捉えているか述べなさい。

●第1回直前予想模擬試験(第一問) 問2 2

〔市場価格の分類〕

分	類	適用例
購買市場と売却市場とが区別されない場合		a

(3) 適用例aは投資の清算、再投資の擬制が妥当するとされるが、これに関連する以下の各問に答えなさい。

① 適用例aの測定に用いられる市場価格として、「時価の算定に関する会計基準」における「時価」が用いられるとされるが、ここでの「時価」とは、「算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。」と定義される。一般にこの価格のことを何というか、漢字四文字で答えなさい。

●第1回実力判定公開模擬試験(第一問) 問1(2)

① 【前提条件】における企業結合の取得原価の算定においては、一般的な交換取引において資産の取得原価を算定する際に適用されている一般的な考え方によることが整合的とされる。そこで、当該企業結合における甲事業の取得原価の金額を答えなさい。また、【前提条件】のように、支払対価が現金以外の場合における取得原価は、どのように算定されるか述べなさい。

② 上記①の取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合には、のれんが資産計上される。当該企業結合におけるのれんの金額を答えなさい。また、のれんの「基準」における会計処理を述べなさい。なお、金額の重要性は考慮しない。

③ 上記②について、基準が当該会計処理を採用している理由を述べなさい。なお、損益計算の面について言及する必要はない。



本試験問題

●第一問 問1(3)

本文

2. 意思決定有用性は、意思決定目的に関連する情報であること(意思決定との関連性)と、一定の水準で a できる情報であること(a 性)の2つの下位の特性により支えられている。さらに、内的整合性と比較可能性が、それら3者の階層を基礎から支えると同時に、必要条件ないし閾限界として機能する。

(3) 下線②について、企業の将来キャッシュフローが投資家の意思決定の観点から同じとみられる場合には同一の会計処理を、それが異なる場合には異なる会計処理がなされていなければならない、という考え方ががあるが、④その考え方を表す語句として最も適切なものを【選択肢B】の中から1つ選び、記号(ア～オ)で答えなさい。また、⑤その考え方が重視される理由を、比較可能性の観点から説明しなさい。⑥の解答に際しては、会計基準の国際的調和以外の観点に立った説明をすること。

【選択肢B】

- ア 取引の外形的形式と一般属性の相違
イ 同一の会計方法の継続的適用
ウ 企業価値の推定
エ 実質優先
オ 裁量的判断

●第二問 問2(1)

のれんとは、平均的企業の収益力を上回る収益力(超過収益力)の存在を表す項目である。超過収益力自体は企業努力によって創造されるものではあるが、自らが努力して創造した超過収益力、すなわち a のれんは、会計上、測定困難性や企業が自己の価値を評価することが財務報告の目的と相容れないことを理由に資産として計上されない。他方、他企業が創造したものを、当該企業の全部または一部を買収あるいは合併することにより取得した超過収益力、すなわち () のれんは資産として計上される。これは、買収や合併によって受け入れた b を上回る対価が超過収益力の対価と考えられるからである。

【選択肢】

- ① 買入 ② 純資産額 ③ 自己創設 ④ 資本金額
⑤ 剰余金額 ⑥ 営業権 ⑦ 積極 ⑧ 消極

●第三問【資料3】2

(1) 残高試算表の売掛金勘定には次のドル建売掛金が含まれている。

売上計上日	外貨額	入金予定日
X5年12月23日	52千ドル	X6年5月31日

当該ドル建売掛金の為替リスクを回避するため、X6年2月1日に予約レート130円/ドルの為替予約を行ったが、未処理であった。この為替予約の処理については振当処理を行い、直先差額は月割により期間配分する。なお、直物為替相場は次のとおりであった。

日付	直物為替相場
X5年12月23日	140円/ドル
X6年2月1日	137円/ドル
X6年3月31日	131円/ドル
X6年5月31日	128円/ドル

●第三問【資料3】6

区 分	取得原価	耐用年数	償却方法
建物	195,000千円	39年	定額法
建物附属設備	105,000千円	15年	定額法
構築物	5,000千円	20年	定額法
工具器具備品	4,000千円	15年	定率法
合 計	309,000千円		

(3) 令和営業所では、メンテナンスサービスを提供するため、X5年12月20日に機械装置のリース契約を締結しており、同日より事業の用に供している。当該リース取引の契約内容等は次のとおりである。

① 解約不能のリース期間：7年
② リース物件の経済的耐用年数：8年
③ 契約上、所有権移転条項及び割安購入選択権はなく、また、リース物件は、特別仕様ではない。

④ リース料は月額72千円(総額6,048千円)である。リース料の支払いは、X5年12月31日を第1回とする毎月末払いであり、支払済みのリース料は賃借料勘定として処理している。

⑤ リース料総額の現在価値は5,565千円である。

⑥ 当社におけるリース物件の見積現金購入価額は5,900千円である。

⑦ リース資産及びリース債務の計上額は、リース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によって算定することとし、当該利息相当額についてはリース期間中の各期にわたり定額で配分する方法による。当該利息相当額は、まず各期に配分された金額に基づき、各月のリース料支払の仕訳に割り当てる。

⑧ 減価償却はリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法による。リース資産は、貸借対照表上、有形固定資産の区分に一括して「リース資産」として表示する。

大原予想問題

●第1回ブレ模擬試験(第一問) 1(1)

第2章 会計情報の質的特性

【序 文】

本章では、財務報告の目的を達成するにあたり、会計情報が備えるべき質的な特性を論じている。財務報告の目的は、 A である。会計情報に求められる最も重要な特性は、その目的にとっての有用性である。この概念フレームワークでは、この特性を B 意思決定有用性と称している。

(中略)

この概念フレームワークは現行の会計基準や会計実務を C に記述したものではなく、その内容には、財務報告の目的の達成にとって有益であるか否か、必要であるか否かという判断が反映されている。

② 下線部Bの用語の説明として最も適切なものを選び、記号で答えなさい。

- ア 意思決定有用性とは、中立性・検証可能性・表現の忠実性などに支えられ、会計情報が信頼に足る情報であることを指す。
イ 意思決定有用性は、会計情報が利用者の意思決定にとって有用であるか否かを直接判定する規準として機能する。
ウ 意思決定有用性が確保されるためには、財務諸表の報告様式の統一はもちろん、企業において同一の会計方法が継続的に(首尾一貫して)適用されなければならない。
エ 意思決定有用性は、意思決定目的に関連する情報であることと、一定の水準で信頼できる情報であることの2つの下位の特性により支えられている。

●第1回ブレ模擬試験(第一問) 1(2)

② いわゆる自己創設のれんは資産の定義を充足すると考えられるが、「財務諸表の構成要素」から除外される理由を「財務報告の目的」の観点から説明しなさい。

●第2回実力判定公開模擬試験(第二問) 【資料4】2

(4) その他には以下のものが含まれている。

② 外貨建て売掛金 1,000千\$

売上計上日	売上外貨額	入金予定日	備 考
¥24年2月27日	1,000千\$	¥24年8月31日	下記参照

当該外貨建て売掛金は為替リスクを回避するため、¥24年3月1日に予約レート1\$=107円の為替予約を行ったが予約レートで売上計上したのみである。当該為替予約の処理については振当処理を行い、直先差額は月割により期間配分する。なお、直物為替相場は次のとおりであった。

¥24年2月27日	1\$=111円
¥24年3月1日	1\$=110円
¥24年3月31日	1\$=110円

●第1回実力判定公開模擬試験(第二問) 【資料2】6

区 分	取 得 価 額	減価償却累計額	耐用年数	償却率	償却方法	備 考
建 物	650,000千円	198,753千円	38年	0.027	定額法	――
器 具 備 品	45,230千円	18,092千円	5年	0.400	定率法	下記(1)参照
車両運搬具	35,000千円	12,150千円	5年	0.200	定額法	下記(2)参照
土 地	501,936千円	――	――	――	――	――

(1) 上記のほか、当社は当期8月1日に器具備品につきリース契約を締結し、同日より事業の用に供している。当該リース取引の契約内容等は次のとおりである。

- ① 解約不能のリース期間4年
② リース物件(器具備品)の経済的耐用年数5年
③ リース料は月額750千円(リース料総額36,000千円)である。リース料の支払は、当期8月31日を第1回とする毎月末払であり、支払済リース料は仮払金で処理している。
④ 所有権移転条項及び割安購入選択権はともになく、リース物件は特別仕様ではない。
⑤ リース料総額の現在価値は33,840千円である。
⑥ 当社の見積現金購入価額は34,180千円である。
⑦ リース資産及びリース債務の計上額の算定は、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除し、当該利息相当額はリース期間中の各期に定額で配分すること。
⑧ 減価償却は、上記表に準じた方法又はリース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとする定額法(償却率0.250)から適切に選択適用する。



本試験問題

●第三問【資料3】7

7 ソフトウェアに関する事項

残高試算表のソフトウェア勘定に関する減価償却費の計算は、下記のシステムに関する償却計算を除き適正に完了している。いずれも社内利用のソフトウェアであり、その利用により将来の費用削減が確実と認められる。なお、償却年数は5年、定額法により減価償却しており、前期までの償却計算は全て適正になされている。

システム	利用開始期間	金額	備考
販売管理	X3年3月1日	4,970千円	営業所で自動車の販売及びメンテナンスサービス業務を管理するのに使用している。
サービス管理	X6年10月1日 (予定)	5,400千円	メンテナンスサービス業務を管理する予定である。

(注) 販売管理システムの金額は前期末残高であり、サービス管理システムの金額は当期における支出額である。

●第三問【資料3】8

(2) 残高試算表の借入金勘定のうち3,000,000千円はX5年4月1日に借り入れており、元金はX7年6月30日に一括返済の予定である。利率は年2.5%で、借入時に利息を全額支払っており、前払費用として処理しているのみである。

●第三問【資料3】6

(5) 土地の一部は、遊休資産であり、帳簿価額194,908千円であったが、正味売却価額は150,131千円である。土地に係る減損損失は、税務上損金と認められないものとし、税効果会計を適用する。当該減損損失に係る繰延税金資産は将来減算一時差異のスケジューリングが不能なため、繰延税金資産の回収可能性がないものとする。

大原予想問題

●第4回実力判定公開模擬試験〔第二問〕【資料2】6

6 無形固定資産に関する事項

(1) 【資料1】のソフトウェアの内訳は次のとおりである。ソフトウェアの減価償却の方法は定額法によっている。

明細	金額	備考
販売管理システム	7,500千円	下記②参照
新販売管理システム	3,600千円	下記③参照

(2) 販売管理システムは、取得原価は12,500千円、事業供用日はX3年4月1日、耐用年数は5年であり、当期の償却計算は未了である。X5年3月31日において利用可能期間の見直しを行ったところ、当期以降の残存利用可能期間が2年であることが明らかとなっている。なお、過去に定めた耐用年数は事業供用時点において合理的な見積りに基づくものであった。

(3) 新販売管理システムは制作途中であることから、ソフトウェア勘定から独立して掲記することとする。

●第1回直前対策模擬試験〔第三問〕【資料2】6

(1) 長期借入金のうち50,000千円は2024年2月1日に借り入れ、2026年1月31日に一括返済するものである。利率は年1.2%で、借入時に2年分の利息を全額支払済みであり、支払利息に計上されている。

●第2回実力判定公開模擬試験〔第二問〕【資料4】6

(4) 土地のうち82,900千円は従来から第三者に賃貸していたところ、先方都合によって当期に賃貸契約は解約に至っている。当該土地は、将来の使用が見込まれていない重要な遊休資産として取り扱う。正味売却価額は60,600千円と算定された。

消費税法



本試験問題

●第二問 一計算方法の判定一

【小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例)の適用の有無の判定】

判定結果	適用の有無の判定	
	☐ 有	☐ 無
いずれかに✓を付すこと		

●第一問 一適格請求書発行事業者について一

- (1) 適格請求書発行事業者はどのような場合に適格請求書を交付しなければならないかについて、「課税資産の譲渡等」の意義を述べた上で簡潔に説明しなさい。

●第二問 一計算方法一

- (3) 課税標準額に対する消費税額の計算は消費税法第45条第5項(消費税額の積上げ計算)の規定の適用を受けないものとし、課税仕入れに係る消費税額の計算は消費税法施行令第46条第3項《課税仕入れに係る支払対価の合計額から割り戻す方法による消費税額の計算》の規定の適用を受けるものとする。
- (4) 仕入に係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の計算は消費税法施行令第52条第1項《仕入れに係る対価返還等を受けた金額に係る消費税額の計算の特例》の規定の適用を受けないものとし、売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の計算は同令第58条第1項《売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の計算の特例》の規定の適用を受けないものとする。

●第二問 一他勘定振替高一

ワ 「寄付金」は、上記(3)ホの他勘定振替高1,260,160円と被災者へ無償提供するために購入した飲食品714,960円の合計である。

●第二問 一所有権移転外ファイナンスリース(分割控除)・オペレーティングリースー
レ 「リース料」は、店舗の冷暖房設備のリース(令和4年12月に契約し引渡しを受けたもので、所有権移転外のファイナンス・リース取引であり税法上のリース取引に該当する。)に係るもの158,400円であり、残額は商品配送用の小型トラックのリース(平成6年1月に契約し引渡しを受けたもので、オペレーティング・リース取引に該当する。)である。なお、Xは、これらのリース料については、継続して賃貸借取引に係るものとして会計処理を行っており、その支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとする処理を行っている。

●第一問 一取引事例一

イ A社は、家具製造業を営む外国法人B社(消費税法上の非居住者に該当する。)に対して、A社が有する意匠権(日本でのみ登録されている。)の通常実施権を許諾し、その許諾料を受領した。

●第二問 一クレジットカードの加盟店手数料一

ハ クレジットカードの加盟店手数料 316,654円

●第二問 一飲食品の売上高一

A 飲食品の売上高 24,823,739円

●第二問 一定期購読契約に基づく新聞の適用税率一

ツ 「雑費」には、定期購読契約に基づく食品業界の新聞(月2回発行)の購読費用28,000円が含まれており、残額のうち課税仕入れに該当するものは362,001円であり、共通課税仕入れに該当する。

●第二問 一売上側が負担する振込手数料一

イ 上記8)イロの売上高に係る売掛金の請求額と売上先からの入金額の差額(振込手数料相当額)を支払手数料として経理処理したものであるが、消費税法上は売上げに係る対価の返還等と処理することとするもの 23,760円

●第二問 一少額特例と80%控除の適用関係一

その他は、全て課税仕入れとなる金額で、全て共通課税仕入れに該当する。このうち適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れで、少額特例の適用対象とならないものが1,208,950円と少額特例の適用対象となるものが277,700円含まれている。

●第二問 一他勘定振替高一

ホ 「他勘定振替高」は、適格請求書発行事業者から当課税期間中に販売用として仕入れた新品のブランド品を、災害により被害を受けた多数の被災者を支援するために、無償で提供したものに係る購入価額1,260,160円を寄付金に振り替えたものである。

大原予想問題

●全国統一公開模擬試験(第二問)

【控除対象仕入税額の計算方法の選択】

☐ 本則課税(消費税法第30条(仕入れに係る消費税額の控除)に基づく計算方法)の適用
☐ 税額控除に係る経過措置(2割特例)の適用 ※ いずれかに✓を付すこと

●第2回直前予想模擬試験(第一問)

- (3) 適格請求書発行事業者は、どのような場合に適格請求書の交付義務が課されるか。適格請求書の意義及び適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な取引に触れながら述べなさい。

●第2回直前予想模擬試験(第二問)

11. 甲社は、課税標準額に対する消費税額の計算に当たっては、消費税法第45条第5項(消費税額の積上げ計算)の規定は適用しないものとし、課税仕入れに係る消費税額の計算に当たっては、消費税法施行令第46条第3項(課税仕入れに係る支払対価の合計額から割り戻す方法による消費税額の計算)の規定を適用するものとする。
- また、仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の計算に当たっては、消費税法施行令第52条第1項(仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の計算の特例)の規定は適用しないものとし、売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の計算に当たっては、消費税法施行令第58条第1項(売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の計算の特例)の規定は適用しないものとする。

●第2回直前予想模擬試験(第二問)

- キ 「寄附金」の内訳は、次のとおりである。
- ハ 災害の被災地の行政機関に寄附するため、飲食品を他の内国法人から購入し、無償で提供した金額 100,000円

●第1回直前予想模擬試験(第二問)

- イ 店舗Cにおいて使用している仕具のリース料 306,980円
当該リース契約は所有権移転外ファイナンスリース取引(令和4年10月1日契約及び引渡し、リース期間6年、リース料総額1,841,880円)であり、税法上のリース取引に該当するものであるが、甲社は通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をし、当該リース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとする処理を行っている。
- ロ 本社において事務全般に使用している複合機のリース料 118,800円
当該リース契約はオペレーティングリース取引(令和5年10月1日契約及び引渡し、リース期間3年、リース料総額356,400円)であり、消費税法上の資産の貸付けとして取り扱われるものである。上記金額は、当該リース契約に係る当課税期間分のリース料である。

●第1回実力判定公開模擬試験(第一問)

- (5) 甲社が、その所有する特許権を外国法人C社に使用許諾したことに伴い、甲社が受け取るその特許権の使用料1千2百万円
なお、当該特許権は、日本とアメリカ合衆国の両国において登録されている。

●全国統一公開模擬試験(第二問)

C クレジット加盟店手数料 2,310,000円

●第2回実力判定公開模擬試験(第二問)

- ① 「食料品販売収入」の内訳は、次のとおりである。
- イ 仕入れた食料品を国内の事業者に販売したことによる収入 39,145,160円
ロ 仕入れた食料品を一般消費者に販売したことによる収入 12,302,250円

●全国統一公開模擬試験(第二問)

- サ 「図書費」(80,640円)は、すべて週5回発刊される経済に関する英字新聞の定期購読料であり、紙の新聞と電子版の新聞をセットで次のとおり契約しているものである。
- A 紙の新聞 64,800円(消費税額等4,800円)
なお、紙の新聞については国内の新聞販売店が提供する契約となっている。

●第2回直前予想模擬試験(第一問)

- (1) 法人Aは、洋菓子(酒税法に規定する酒類には該当しない。)の製造販売業を営んでおり、洋菓子を個人事業者Xに対して120,000円で販売した。販売代金の授受は、銀行のATMを用いて、当該販売に際して生じる振込手数料440円については法人Aの負担とし、法人Aは売上値引として処理した上で、個人事業者Xに対して振込手数料を差し引いた119,560円を請求した。
- この場合における、法人Aが負担する振込手数料440円についての適格返還請求書の交付義務及び適用税率について、消費税法令の適用関係を述べなさい。

●全国統一公開模擬試験(第二問)

B 請求書等の保存がされていない共通課税仕入れ 244,750円
上記金額は、すべて適格請求書発行事業者の登録を受けていない者からの課税仕入れに該当し、一回の取引の税込価額が10,000円未満のものである。

●第2回直前予想模擬試験(第二問)

- イ 災害の被災地の取引先に、甲社のドラッグストアで販売している飲食品を無償で提供した際に寄附金勘定に振替処理した金額 770,800円

酒 税 法



本試験問題

●第一問 戻入控除の規定趣旨

(3) 酒税法では、酒類製造者がその製造場から移出した酒類を当該製造場に戻し入れた場合には、当該移出による酒税額に相当する金額を控除することが規定されている。この規定が設けられている趣旨について述べなさい。

●第一問 相続があった場合

(2) 酒税法では、酒類製造者につき相続があった場合において、引き続きその製造業をしようとする相続人は、遅滞なく、その旨を所轄税務署長に申告し、一定の要件を満たせば、相続の時に、被相続人が受けていた酒類の製造免許を受けたものとみなすことが規定されている。相続の時ににおける規定が特に設けられている趣旨について述べなさい。

●第一問 申告及び納付の取扱い(都度申告)とその趣旨

問 2 (15点)

酒類製造者甲(以下「甲」という。)は、清酒の製造免許を受けている者である。
乙税務署長は、酒税の保全のため必要があると認められたため、甲に対して酒税につき担保の提供を命じた。しかし、甲は、乙税務署長から指定された期限までに担保の提供に応じなかった。
乙税務署長から指定された期限までに甲がその製造場から移出した酒類に係る酒税の申告及び納付に関する酒税法の取扱いについて述べなさい。また、当該申告及び納付の規定が設けられている趣旨について述べなさい。

●第二問 解答形式：本則税額(特例軽減前の税額)

次の【資料】に基づき、甲株式会社が製造している酒類について、商品Aから商品Hの品目及びその判定理由を述べるとともに、同社に係る令和6年8月分の納付すべき酒税額について、「①適用税率」、「②課税標準数量」、「③課税標準数量に対する本則税額」、「④課税標準数量に対する酒税額」、「⑤控除を受けようとする酒税額」及び「⑥納付すべき酒税額」に関して、計算過程を明らかにして求めなさい。

●第二問 ビール(再発酵)

A	麦芽600kg、ホップ40kg、でん粉20kg、カラメル10kg及び水を原料として発酵させた酒類(アルコール分5.0度、エキスコ分3.5度)に、ホップ10kg、レモン5kg、カモミール5kgを加えて発酵させた発泡性を有する酒類(アルコール分5.5度、エキスコ分3.0度)
---	---

●第二問 清酒

B	米160kg、米こうじ70kg(こうじ米の重量65kg)、原料用アルコール20ℓ(アルコール分65.0度、エキスコ分0.0度)、有機酸5kg及び水を原料に発酵させてこした酒類(アルコール分16.0度、エキスコ分4.0度)
---	--

●第二問 オークチップの成分浸出

C	麦芽300kg及び水を原料として糖化させて、発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分95.0度)した酒類(アルコール分95.0度、エキスコ分0.0度)に、オークチップを浸してその成分を浸出させ、水を加えた発泡性を有しない酒類(アルコール分35.0度、エキスコ分0.0度)
---	---

●第二問 甘味果実酒(植物の成分浸出)

D	りんご果汁700ℓ及び水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類900ℓ(アルコール分6.0度、エキスコ分4.0度)にブランデー10ℓ(アルコール分50.0度、エキスコ分0.0度)を加えた酒類910ℓ(アルコール分6.5度、エキスコ分2.5度)に、更にホップを浸してその成分を浸出させた発泡性を有する酒類900ℓ(アルコール分6.5度、エキスコ分3.0度)
---	--

●第二問 雑酒

E	とうもろこし及び水を原料に発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分90.0度)して水を加えた酒類500ℓ(アルコール分46.0度、エキスコ分0.0度)に、米300kg、米こうじ100kg及び水を加えて発酵させた発泡性を有しない酒類(アルコール分13.0度、エキスコ分3.0度)
---	--

●第二問 発泡酒(ホップ使用、発泡酒+大麦スピリッツ)

F	麦芽200kg、麦130kg、とうもろこし100kg、ホップ20kg及び水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類(アルコール分5.0度、エキスコ分4.0度)に、大麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分80.0度)して水を加えた酒類(アルコール分40.0度、エキスコ分0.0度)を加えた発泡性を有する酒類(アルコール分6.0度、エキスコ分4.0度)
---	---

●第二問 くりを使用した蒸留酒類に砂糖等を加えたもの

G	麦400kg、麦こうじ250kg、くり400kg及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分50.0度)した酒類(アルコール分50.0度、エキスコ分0.0度)に、水及び分蜜をした砂糖(当該分蜜をした砂糖を加えることにより着色又は着香はない)を加えた発泡性を有しない酒類(アルコール分30.0度、エキスコ分1.0度)
---	--

大原予想問題

●全国統一公開模擬試験(第一問)

問 2 酒税法第30条(戻入の場合の酒税額の控除等)において、酒類が酒類の製造場に移入される等した場合の税額控除が規定されている趣旨を答えなさい。

●第1回直前予想模擬試験(第一問)

(3) 酒類の製造業を行っていた酒類製造者が死亡し、相続人が引き続きその製造業をしようとする場合の酒税法上の手続及び酒類の製造免許の取扱いについて述べなさい。

●第1回実力判定公開模擬試験(第一問)

問 1 (18点)

酒類製造者が酒税法第12条第6号(酒税保全のための勧告又は命令若しくは公正な取引の基準に関する命令の規定による命令に違反した場合)の規定に基づき全ての酒類の製造免許が取り消された場合において、当該製造場に酒類が現存する(半製品は現存しない。)ときの酒税の申告及び納付に関する酒税法上の取扱いを述べなさい。

問 3 (7点)

酒税法第30条の2に規定する月例申告制度、都度申告制度及び還付申告制度に関し、これらの制度を設けた趣旨を述べなさい。

●第2回直前予想模擬試験(第二問)

以下の【資料】に基づいて、甲株式会社が製造している酒類について、商品Aから商品Hの品目及びその判定理由を述べるとともに、同社に係る令和6年8月分の納付すべき酒税額について、①適用税率、②課税標準数量、③課税標準数量に対する租税特別措置法第87条(承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例)の規定による軽減前の酒税額(本問において「本則酒税額」という。)、④課税標準数量に対する租税特別措置法第87条(承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例)の規定による軽減後の酒税額(本問において「軽減後酒税額」という。)、⑤控除を受けようとする酒税額、⑥納付すべき酒税額に関して、答案用紙に従い、その計算過程を明らかにして求めなさい。

●第1回実力判定公開模擬試験(第二問)

F	麦芽1,500kg、ホップ400kg、米150kg、とうもろこし150kg、果実50kg、カラメル10kg及び水を原料として発酵させてこした発泡性を有する酒類(アルコール分5.5度、エキスコ分5.0度)に、ホップ100kgを加えて発酵させた発泡性を有する酒類(アルコール分5.0度、エキスコ分4.0度)
---	---

●第1回実力判定公開模擬試験(第二問)

A	米280kg、米こうじ90kg(こうじ米85kg)、他の酒類製造者の製造場から課税移出された原料用アルコール200ℓ(アルコール分50.0度、エキスコ分0.0度)、有機酸20kg及び水を原料として発酵させて上澄み部分を汲み分けた酒類(アルコール分17.0度、エキスコ分4.5度)
---	---

●全国統一公開模擬試験(第二問)

E	果実1,800ℓ(りんご果汁、含有する糖類の重量500kg)及び水を原料として発酵させた酒類2,000ℓ(アルコール分14度、エキスコ分6度、発泡性なし)に、ブランデー60ℓ(アルコール分50度)及び砂糖120kgを加えた酒類(アルコール分14.7度、エキスコ分6度、当該酒類の重量2,100kg、発泡性なし)に、さらにオーク15kg(チップ状のもの)を浸してその成分を浸出させた酒類(アルコール分14.5度、エキスコ分6.5度、発泡性なし)
---	---

●第1回直前予想模擬試験(第二問)

C	りんご濃縮果汁200kg(含有する糖類の重量100kg)、麦芽糖50kg及び水を原料として発酵させた酒類(アルコール分14.0度、エキスコ分5.0度)に、杉10kg(チップ状のもの)を浸してその成分を浸出させた酒類(アルコール分14.0度、エキスコ分5.0度)
---	--

●第2回直前予想模擬試験(第二問)

G	米、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留(留出時のアルコール分90.0度)したものに水を加えた酒類500ℓ(アルコール分50.0度、エキスコ分0.0度)、米300kg、米こうじ55kg(こうじ米の重量50kg)及び水を原料として発酵させた酒類2,000ℓ(アルコール分14.0度、エキスコ分7.0度)
---	--

●第1回直前予想模擬試験(第二問)

F	麦芽200kg、糖類100kg、ホップ80kg、とうもろこし50kg、たんばく質分解物(とうもろこしを原料とするもの)50kg、酵母エキスコ10kg、食物繊維10kg、カラメル5kg及び水を原料として発酵させた酒類1,400ℓ(アルコール分6.5度、エキスコ分3.0度、発泡性あり)に、大麦、麦こうじ、糖類及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分45.0度)した酒類100ℓ(アルコール分45.0度、エキスコ分0.0度)を加えた酒類1,500ℓ(アルコール分9.0度、エキスコ分2.8度、発泡性あり)
---	---

●第1回直前予想模擬試験(第二問)

E	米400kg、米こうじ350kg(こうじ米230kg)、乾燥させたたけのこの実300kg(乾燥前の重量は400kg)、くり250kg及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分45.0度)した酒類1,000ℓ(アルコール分45.0度、エキスコ分0.1度)に、分蜜をした砂糖2kg(当該砂糖を加えることにより着色又は着香はない)、くえん酸0.2kg及び水を加えた酒類4,000ℓ(アルコール分12.0度、エキスコ分0.1度)
---	--



本試験問題

●第二問 公的品質評価機関への送付

7 商品Aについては、「上記5」のほか、品質評価のため、令和6年8月15日に公的品質評価機関に対して12本(容器の容量350ml)を送付した。

●第二問 輸出免税(翌月に輸出)

8 商品Bについては、「上記5」の令和6年8月中の移出数量の内訳に、令和6年8月27日に輸出する目的で、製造場から移出した300本(容器の容量1,800ml)が含まれている。なお、輸出年月日は令和6年9月2日であった。

●第二問 製造場内での試飲

9 商品Cについては、「上記5」のほか、研究開発として令和6年8月18日に、商品Cに炭酸水を混和した発泡性を有する試料I(アルコール分9.0度、エキス分0.0度)2ℓを製造し、製造場内で試飲した。

●第二問 収去酒類の非課税

11 商品Eについては、「上記5」の令和6年8月中の移出数量の内訳に、食品衛生法第28条第1項の規定により収去された酒類5本(容器の容量720ml)が含まれている。

●第二問 無償提供

12 商品Fについては、「上記5」のほか、販売促進のため、令和6年8月19日に300本(容器の容量350ml)を酒類販売業者の販売場に無償で提供した。

●第二問 外国大使館への送付

13 商品Gについては、「上記5」のほか、令和6年8月3日に在日米国大使館に50本(容器の容量720ml)を送付した。

●第二問 返品(戻入)後の廃棄

14 商品Hについては、「上記5」のほか、令和6年8月6日に得意先の販売場に30本(容器の容量1,000ml)を移出した。
翌日、得意先に移出した30本のうち5本が返品されたため、令和6年9月3日に製造場内で廃棄した。

大原予想問題

●全国統一公開模擬試験(第二問)

6. 商品Aについては、品質評価のため、令和6年8月5日に公的品質評価機関に対して10本(容器の容量350ml)を送付した。

●全国統一公開模擬試験(第二問)

11. 商品Hについては、令和6年8月29日に輸出する目的で、10本(容器の容量500ml)を製造場から移出した。
なお、輸出年月日は令和6年9月7日であった。

●第1回直前予想模擬試験(第二問)

15. 甲株式会社は、他の酒類製造者から令和6年8月21日に東京製造場に未納税移入したスピリッツ800ℓ(アルコール分50.0度、エキス分0.1度)に水を加えた酒類1,000ℓ(アルコール分40.0度、エキス分0.1度)を商品Jとし、当該酒類1,000mlを甲株式会社の従業員が令和6年8月29日に東京製造場内で試飲するとともに、

●第2回直前予想模擬試験(第二問)

8. 商品Aについては、令和6年8月10日に食品表示法第8条第1項(立入検査等)の規定により10本(容器の容量1,800ml)の酒類が収去された。

●第1回直前予想模擬試験(第二問)

10. 商品Cについては、東京製造場から販売促進のため、令和6年8月16日に240本(容器の容量500ml)を酒類販売業者に無償で提供した。

●第2回直前予想模擬試験(第二問)

14. 商品Gについては、令和6年8月27日に在日イギリス大使館に200本(容器の容量2,000ml)を送付し、その受領書を保管している。

●第1回直前予想模擬試験(第二問)

9. 商品Bについては、令和6年4月中に大阪製造場から課税移出した1,200本(容器の容量350ml)を自社の蔵置所で保管していたが、当該1,200本を令和6年9月1日に東京製造場内に戻し入れ、そのうち200本について不純物が混入していたため、同日、東京製造場内で廃棄した。



本試験問題

●第一問

問 1

【資料】

- (3) A社の当期の法人税確定申告書別表四に記載されている事項は次のとおりである。

当期利益	80,000,000円
減価償却の償却超過額	13,000,000円
役員給与の損金不算入額	10,000,000円
交際費等の損金不算入額	2,000,000円
受取配当等の益金不算入額	7,000,000円
寄附金の損金不算入額	2,000,000円
所得金額	100,000,000円

- (4) A社の当期に開催された株主総会で決議された前期の期末配当(配当基準日：令和6年3月31日)は5,000,000円であり、翌期に開催される株主総会で決議される当期の期末配当(配当基準日：令和7年3月31日)は7,500,000円である。
- (5) 留保金額の計算上控除するA社の法人税額は23,200,000円であり、地方法人税額は2,389,600円であり、住民税額は2,412,800円である。
- (6) A社の当期の法人税確定申告書別表五(一)に記載されている期首現在利益積立金額の差引合計額は、45,000,000円である。

●第一問

問 1

【資料】

- (2) A社の当期末における株主等の状況は次のとおりである。

株主	株式保有割合	摘要
B(個人)	30%	
C(個人)	25%	
D株式会社	20%	D株式会社の発行済株式の全ては、親族関係にない多数の個人に保有(各保有割合1%以下)されている。
E株式会社	10%	E株式会社の発行済株式数の全ては、Bに保有されている。
F(個人)	10%	Bの配偶者。
A社	5%	自己株式として保有。

●第一問

問2(15点)

製造業を営む内国法人であるV株式会社(年1回3月末決算法人。清算中の法人ではない。以下「V社」という。)は、当期(令和6年4月1日～令和7年3月31日)中に発生した台風による土砂崩れの影響でその保有する工場が被害を受け、工場に保管していた商品Wが著しく損傷したほか、工場に設置していたV社所有の機械装置Xの一部が破損し、車両Yが滅失した。この場合において、次の(1)～(3)の事実関係が生じたときのV社の当期における課税上の取扱いについて、その法的な理由を付してそれぞれ説明しなさい。なお、選択できる方法が複数ある場合には、課税所得金額の計算上、V社に最も有利となる方法によること。

- (3) 車両Y(滅失の直前の帳簿価額6,000,000円)の滅失によって生じた損害は、V社が加入する車両保険の補償対象となっており、保険会社から保険金の額として8,000,000円の支払を受けることが当期中に確定し、当期中に支払を受けた。V社は、当該保険金を用いて、滅失した車両Yの代わりに車両Z(取得価額10,000,000円)を翌期において新たに取得することとし、車両Yの滅失により支出する経費500,000円を当期において支出した。なお、解答に当たって、車両Y又はZの減価償却費に係る事項については考慮する必要はない。

●第二問

【資料1】資本の払戻しに関する事項

当社は、令和7年2月28日にA社にその他資本剰余金を原資とする金銭配当38,000,000円を行った。この資本の払戻しの際に当社は、資本金の額を20,000,000円減少させ、その他資本剰余金に振り替えた上で同額の資本剰余金を減少させて資本の払戻し処理を行った。なお、当社の前期末における税務上の簿価純資産額は114,000,000円であり、資本の払戻し直前の資本金等の額は85,000,000円である。

大原予想問題

●第1回直前予想模擬試験(第二問) 問2

【資料4】 留保金課税に関する事項

- (1) 当期の別表四(【資料1】～【資料3】)に掲げる事項を調整した後の金額として税務上適正額)は次のとおりである。

		(単位：円)	
区 分		総 額	
当期純利益		(各自推算)	
加 算	損金計上納税充当金	160,000,000	
	損金計上法人税等	54,000,000	
	役員給与損金不算入額	9,800,000	
	⋮	⋮	
	小 計	(各自推算)	
減 算	納税充当金から支出した事業税等の額	24,600,000	
	受取配当等の益金不算入額	3,600,000	
	⋮	⋮	
	小 計	(各自推算)	
仮 計		(各自推算)	
法人税額から控除される所得税額		250,000	
~~~~~		~~~~~	
所得金額		515,130,324	

- (2) 令和6年3月31日を基準日とする剰余金の配当の額は84,000,000円であり、令和7年3月31日を基準日とする剰余金の配当の額は98,000,000円である。
- (3) 当期の別表五(一)の期首現在利益積立金額の差引合計額(㊸)は750,000,000円である。

## ●全国統一公開模擬試験(第二問) 問1

【資料3】

- (1) 甲社の当期末における株主及び役員等に関する事項は、次のとおりである。

氏名等	続 柄	役職名	株式保有割合
D	—	代表取締役	20%
E	Dの父	専務取締役	17%
F	Dの友人	取締役総務担当	7%
G	Dの友人	取締役営業部長	7%
H	Fの夫	取締役経理部長	6%
I	Dの長女	人事部長(注1)	3%
その他少数株主(注2)	—	—	全て1%以下

## ●第2回直前予想模擬試験(第二問) 問1【資料】(6)

- ② 当期において被害の復旧等のために次の金額を支出し、それぞれ次のように経理した。

区分	支出金額	経理処理	
		資産計上額	損金経理額
火災による焼跡の整理費用(注1)	円	円	円
	2,700,000	—	2,700,000
被災した自己の従業員等に対して一定の基準で支出した災害見舞金品	2,300,000	—	2,300,000
被災した工場用建物Eの修繕に代えて新規に取得した倉庫用建物Bの取得費用(注2)	200,000,000	150,000,000	50,000,000
二次災害を回避する目的で、被災した倉庫用建物Vについて被災前の効用を維持するための補強工事に要した費用(注3)	1,700,000	—	1,700,000
被災した取引先の役員等に対して個別に支出した災害見舞金品(注4)	700,000	—	700,000

(注1) 「焼跡の整理費用」は、滅失等した資産に関して支出したものである(当該支出の各資産への配賦は、受取保険金の比によることが合理的であると認められる。)

(注2) 「倉庫用建物Bの取得費用」は、当期に受け取った保険金により工場用建物Eの代替資産として取得したものであり、事業の用に供するにあたり改良を加えた金額を損金経理している。

## ●第1回プレ模擬試験(第二問) 問1

【資料3】 甲社保有の株式に関する事項

1. 内国法人C社株式

当期末保有割合	100%
当期末保有株式数	500,000株
異動状況	取得日：平成27年10月29日(500,000株の取得)
会計上の保有目的区分	子会社株式及び関連会社株式
当期末帳簿価額(評価換え前)	35,000,000円
当期末の時価	—
当期における会計処理	帳簿価額50,000,000円から15,000,000円の減額

帳簿価額減額の処理は当期においてC社から資本剰余金を原資とした配当が行われたことに基因するものである。

## 本試験問題

### ●第二問

【資料 8】欠損金に関する事項

当期における欠損金の控除前所得金額は26,483,000円であり、過去事業年度において生じた欠損金控除前の所得金額又は欠損金額は次のとおりである。なお、当社は過去において欠損金の繰戻し還付の規定の適用を受けた事実はない。

期	事業年度	所得金額又は欠損金額
30期	平成26年4月1日～平成27年3月31日	△68,100,000円
31期	平成27年4月1日～平成28年3月31日	△3,650,000円
32期	平成28年4月1日～平成29年3月31日	△12,723,000円
33期	平成29年4月1日～平成30年3月31日	△13,377,000円
34期	平成30年4月1日～平成31年3月31日	△6,911,000円
35期	平成31年4月1日～令和2年3月31日	7,206,000円
36期	令和2年4月1日～令和3年3月31日	22,496,000円
37期	令和3年4月1日～令和4年3月31日	32,375,000円
38期	令和4年4月1日～令和5年3月31日	△8,600,000円
39期	令和5年4月1日～令和6年3月31日	10,977,000円

### ●第二問

【資料 3】寄附金に関する事項

当期に寄附金として費用処理した金額の内訳は、次のとおりである。また、所得の金額の計算に関する明細書(別表 4)の「仮計」の額は20,000,000円である。なお、他の資料には、寄附金に関する課税上の問題はない。

支出年月日	寄附先	寄附金額	備考
令和6年5月10日	地元町内会	18,000円	お祭りの寄附。他に町内会費として10,000円を支払った。
令和6年7月6日	NPO法人●●会	200,000円	●●会の運営資金として寄附した。
令和6年9月29日	地元の中学校野球部	300,000円	代表者の息子の全国大会出場祝い。
令和6年10月21日	赤い羽根共同募金会	5,000円	財務大臣による指定を受けている。
令和6年12月17日	日本赤十字社	120,000円	
令和7年1月16日	大地震の影響を受けて開設された避難所	1,060,000円	得意先の従業員が避難している避難所に対して救援物資として供与した当社の備蓄品の購入価格。
令和7年3月28日	社会福祉法人○×会	500,000円	○×会の施設整備代として翌期の支払を約束して未払計上した。
	合 計	2,203,000円	

### ●第二問

【資料 4】

- ② C社に対する売掛金については、令和6年4月25日に売掛金の一部回収があったものの、その後は未回収が続いている。最終の製品売上日から既に数年が経過したことにより1円の備忘記録を残して623,999円を貸倒損失として費用処理した。
- ③ D社に対する貸付金8,500,000円については、同社の資産状況、支払能力等からみて、その全額が回収できないことが当期において明らかになったため、金銭貸付時から預かっている担保物の評価額5,000,000円控除後の金額を貸倒損失として費用処理した。

### ●第二問

【資料 6】

資産	取得価額	当期償却費の額	法定耐用年数	備考
建物 I	350,339,800円	3,580,596円	38年	期首未償却額60,688,063円(注1)
機械装置 J	【資料 5】参照	18,089,133円	5年	半導体製造装置(注2)
器具備品 K	281,000円	281,000円	8年	応接セット一式(注3)
器具備品 L	489,600円	489,600円	4年	パソコン4台(注4)

(注2) 機械装置 J は、租税特別措置法第42条の6第1項(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却)に規定する特定機械装置等に該当する。また、生産開始までの経緯は、次のとおりである。

据付日 令和6年5月29日  
試運転日 令和6年6月14日  
生産開始日 令和6年8月2日

## 大原予想問題



### ●第2回直前予想模擬試験(第二問) 問1【資料】(00)

- ⑤ 前期及び前々期(令和4年4月1日～令和5年3月31日)の所得金額又は欠損金額は次のとおりである。なお、欠損金額の場合には、その金額の前に△印を付している。

事業年度	前々期	前期
所得金額又は欠損金額	350,000,000円	△400,000,000円

### ●第1回直前対策模擬試験(第二問)

【資料 2】

- 6 寄附金に関する事項

当期の寄附金に関する事項は次のとおりである。

- (1) 当期において損金経理により寄附金勘定に計上した金額の内訳は次のとおりである。

計上年月日	相手先	使途等	金額	備考
令和6年4月11日	独立行政法人日本学生支援機構	事業費	1,000,000円	—
令和6年5月28日	中央共同募金会	社会福祉事業費	500,000円	(注1)
令和6年6月12日	日本赤十字社	—	300,000円	(注2)
令和6年10月9日	認定特定公益信託	—	400,000円	(注3)
令和7年1月20日	町内会	消防団資金	100,000円	—
令和7年2月8日	J R 九州	事業費	1,500,000円	—
令和7年2月21日	国立大学法人	改修工事	1,000,000円	(注4)

### ●第1回実力判定公開模擬試験(第二問)

【資料 3】

7

- (2) 甲社は、数年来の取引先である丙商事の経営状況が悪化した影響から、令和7年11月28日付の取引以降、丙商事とのその他の販売取引や金融取引を行った事実はない。
- 第29期末において、甲社は丙商事に対する売掛金6,000,000円及び長期貸付金2,450,000円についてそれぞれ1円の備忘価額を残し、残額の5,999,999円及び2,449,999円を貸倒損失として損金経理をしている。なお、丙商事は当期末までに再生手続開始の申立て等の事由は生じておらず、甲社は同社よりそれぞれの債権に対する担保物を有している。

### ●第2回ブレ模擬試験(第二問)

V

2

甲社の取引先であった内国法人B社(以下「B社」という。)に対するものが585,360円含まれている。

なお、B社は手形の不渡りを出して事実上倒産し、甲社の受取った手形もその後不渡りとなった。また、B社については当期中に債権者集会を行う予定であったが、B社に資産もなく代表者も不渡り直後から行方不明であることから中止となり、B社の従業員も全員退職していることから、B社に対する債権の全額が回収できないことが明らかな状態である。

### ●全国統一公開模擬試験(第二問) 問1

【資料 5】

- (1) 減価償却資産に関する事項は、次のとおりである。なお、甲社は償却方法として定額法を選定し届出ており、これら以外の資産については税務上適正額を当期償却費として損金経理している。

種類	取得価額	期首帳簿価額	当期償却費(損金経理)	備考
機械装置 M	3,000,000円	2,850,000円	570,000円	(注1、2)
機械装置 N	3,000,000円	2,850,000円	570,000円	(注1、2)
機械装置 O	3,120,000円	—	1,560,000円	(注1、3)

(注2) いずれの機械装置も前期の10月より事業の用に供しており、前期においては措置法第42条の6(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)第2項に定める特別控除の適用を受けている。なお、前期において繰越税額控除限度超過額は生じていない。

## 本試験問題

### ●第二問

【資料 2】法人税等及び租税公課に関する事項

- ① 前期の決算において計上した未払法人税等2,525,500円については、当期における納付時に全額を取り崩したが、その内訳は法人税及び地方法人税1,404,300円、住民税353,600円及び事業税767,600円である。また、当社は「確定申告書の提出期限の延長の特例」の適用を受けており、これに伴い納税した利子税3,000円及び延滞金1,500円は、当期に費用処理している。
- ② 中間申告分の法人税及び地方法人税702,100円、住民税176,700円及び事業税383,700円並びにこれらに係る延滞税5,800円及び延滞金3,700円は、当期に費用処理している。
- ③ 当期の確定申告において納付することとなる法人税及び地方法人税2,686,100円、住民税345,900円及び事業税464,800円の合計額を未払法人税等として当期に費用処理している。

## 大原予想問題



### ●第 4 回実力判定公開模擬試験〔第二問〕

【資料】Ⅱ

#### 2 租税公課・納税充当金に関する事項

- (1) 令和 6 年 5 月 31 日、前期(自令和 5 年 4 月 1 日 至令和 6 年 3 月 31 日)の確定申告に係る税額については、未払法人税等22,105,000円を取り崩し納付している。当該税額の内訳は、法人税額及び地方法人税額15,660,000円(うち、地方法人税額は660,000円である。)、住民税額2,445,000円、事業税額4,000,000円である。  
なお、甲社は中間申告に係る税額について、毎期仮払金経理により処理を行い納付している。当該仮払金の消却は、同事業年度の確定申告に係る税額の納付と同時にを行っている。  
前期の中間申告に係る税額は、甲社の処理基準に従い適正に消却処理されており、当該税額の内訳は、法人税額及び地方法人税額21,924,000円(うち、地方法人税額924,000円である。)、住民税額3,423,000円、事業税額5,000,000円である。
- (2) 令和 6 年 11 月 30 日に当期の中間申告に係る税額について甲社の処理基準に従い適正に処理を行い納付している。当該税額の内訳は、法人税額及び地方法人税額18,792,000円(うち、地方法人税額は792,000円である。)、住民税額2,934,000円、事業税額4,500,000円である。
- (3) 令和 7 年 3 月 31 日、当期の確定申告により納付することとなる税額に充てるため、未払法人税等勘定を相手科目として損金経理した金額が57,500,000円あり、当該税額の内訳は、法人税額及び地方法人税額43,000,000円(うち、地方法人税額は5,000,000円である。)、住民税額4,000,000円、事業税額10,500,000円である。

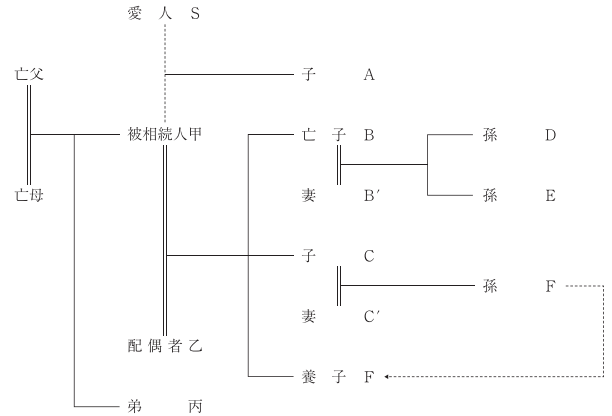
## 大原予想問題

●第2回ブレ模擬試験〔第一問〕 問1

相続税法では、配偶者間における財産の移転についての措置が講じられている。この規定について、その内容、適用を受けるための要件及び手続を簡潔に説明しなさい。

なお、隠ぺい偽装行為があった場合に関する事項及び配偶者居住権等の評価に関する事項については、説明を要しない。

●第1回直前対策模擬試験(第二問) 親族図表



●第1回実力判定公開模擬試験(第二問) L土地

① L土地(普通商業・併用住宅地区所在)は、配偶者乙が取得する。



●第2回実力判定公開模擬試験(第二問) 上場株式

ハ 増資の状況

(イ) 権利落の日	5月30日
(ロ) 株式の割当の基準日	5月31日
(ハ) 株式の割当の日	7月31日
(ニ) 株式の割当数	株式1株に対し0.2株を割当て
(ホ) 株式の1株につき払い込むべき金額	100円





## 本試験問題

### ●第二問 M社株式

#### ② 株価の状況

	東京証券取引所	名古屋証券取引所
令和6年4月19日の最終価格	707円	708円
令和6年4月20日及び21日の最終価格	取引なし	取引なし
令和6年4月22日の最終価格	712円	716円
令和6年4月の毎日の最終価格の月平均額	824円	828円
権利落の日の前日以前の 令和6年4月の毎日の最終価格の平均額	862円	874円
権利落の日以後の 令和6年4月の毎日の最終価格の平均額	786円	782円
令和6年3月の毎日の最終価格の月平均額	868円	859円
令和6年2月の毎日の最終価格の月平均額	857円	861円

### ●第二問 N社株式

#### ④ 課税時期直前の株主構成は以下のとおりである。

株主の氏名	所有株式数
被相続人甲	4,600株
孫C	4,000株
友人O	700株
友人P	700株
合計	10,000株

(注) 孫C、友人O及び友人Pは、相互に同族関係者に該当しない。

### ●第二問 N社株式

#### ⑦ 課税時期におけるN社の資産及び負債の金額は以下のとおりである。

(単位:円)

	相続税評価額	帳簿価額
資産の部(合計額)	56,194,000	54,156,000
負債の部(合計額)	24,327,000	24,327,000

### ●第二問 U生命保険

#### (1) U生命保険

① 保険契約者	被相続人甲
② 被保険者	被相続人甲
③ 保険料負担者	被相続人甲
④ 保険金受取人	孫C
⑤ 保険金額	30,000,000円

## 大原予想問題

### ●第3回実力判定公開模擬試験(第二問) 上場株式

(東京)

(名古屋)

#### イ 課税時期前後の最終価格

(イ) 令和6年4月22日	298円	299円
(ロ) 令和6年4月23日	取引なし	取引なし
(ハ) 令和6年4月24日	取引なし	取引なし
(ニ) 令和6年4月25日	300円	301円
ロ 令和6年中の毎日の最終価格の月平均額等		
(イ) 4月の毎日の最終価格の月平均額	306円	310円
(ロ) 4月1日から19日までの毎日の最終価格の平均額	311円	317円
(ハ) 4月20日から30日までの毎日の最終価格の平均額	299円	298円
(ニ) 3月の毎日の最終価格の月平均額	308円	306円
(ホ) 2月の毎日の最終価格の月平均額	302円	305円
(ヘ) 1月の毎日の最終価格の月平均額	306円	307円

### ●全国統一公開模擬試験(第二問) K社株式

#### ニ 相続開始直前の株主の構成は次のとおりである。

株主の氏名等	所有株式数	株主の氏名等	所有株式数
被相続人甲	10,000株	姪孫H	10,000株
養子C	20,000株	亡兄Aの友人戊	27,000株
夫E'	10,000株	亡兄Aの友人己	23,000株
		合計	100,000株

(注) 被相続人甲、亡兄Aの友人戊及び亡兄Aの友人己は、相互に同族関係者に該当しない。

### ●第1回直前予想模擬試験(第二問) K社株式

#### ト P社の令和6年3月31日の貸借対照表上の資産及び負債の額は、次のとおりである。

	相続税評価額	帳簿価額
資産の部(合計額)	221,000,000円	136,000,000円
負債の部(合計額)	70,000,000円	70,000,000円

### ●第2回直前予想模擬試験(第二問) K社株式

#### (1) P生命保険

イ 保険契約者	被相続人甲
ロ 被保険者	被相続人甲
ハ 保険料負担者	被相続人甲
ニ 保険金受取人	配偶者乙
ホ 保険金額	40,000,000円



本試験問題

●第一問

問 2 (20点)

令和 6 年分の居住者の所得税の確定申告について、「確定申告書を提出しなければならない場合」と「確定申告書を提出することができる場合(確定損失申告を含む。)」に分けて簡潔に説明しなさい。

(注 1) 準確定申告について説明する必要はない。

(注 2) 所得税法第121条(確定所得申告を要しない場合(給与所得、退職所得、公的年金等を有する場合の特例))について考慮する必要はない。

●第二問

4 売上高について検討すべき内容は、次のとおりである。

- (1) 賃貸借契約は、翌月分家賃を当月末日までに支払うこととされる。
- (2) 本年 3 月10日に入金あった本年 2 月分の家賃100,000円が売上高に含まれている。父は、契約により定められた支払日を収益計上日としていた。
- (3) 賃貸料の値上げに関する係争が、本年 6 月に判決により解決した。家賃は、毎月末日に翌月分家賃として、80,000円が昨年 1 月末日より供託され、父及び甲は売上高に含めていた。甲は判決により、供託金との差額として150,000円を受け取ることとなったが、売上高に含めていない。

●第二問

【資料Ⅳ】

- 1 甲は、父の相続にかかる相続税額9,090,000円を期限内に納付した。
- 2 甲の相続税の課税価格等は、次のとおりである。

取得資産等	課税価格に算入された価額
父母の自宅(家屋)	5,000,000円
アパート(家屋)	1,500,000円
アパート(土地)	30,000,000円
C社株式 50株	4,000,000円
D社株式 100株	7,500,000円
現預金	3,300,000円
甲の相続税の課税価格	51,300,000円
甲の相続税額	9,090,000円

●第二問

【資料Ⅵ】

- 1 本年中に勤務先が甲に対して支給した給与等は、6,950,000円(社会保険料798,000円、源泉所得税等151,000円控除前の金額)である。
- 2 甲は、本年中に次のとおり支出し、いずれも勤務先から証明を受けている。
  - (1) 通勤費 360,000円(月額 3 万円で、同額を所得税が課されない通勤手当として勤務する会社より補填されており、上記 1 に含まれている。)
  - (2) 転勤辞令による引越費用、転居のための交通費 600,000円
  - (3) データサイエンスに関する講座の受講料 1,200,000円(当該講座は、経済産業大臣認定の第四次産業革命スキル習得講座に認定されており、教育訓練給付金として、560,000円が給付されることが確定しているが、まだ入金されていない。)
  - (4) 職務に必要な書籍の購入費用 350,000円

大原予想問題

●第 2 回実力判定公開模擬試験(第一問)

問 2 所得税の確定申告について説明しなさい。

なお、確定所得申告を要しない場合、死亡及び出国に関する確定申告並びに「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」については説明を要しない。

●第 1 回実力判定公開模擬試験(第二問)

5 アパート家賃収入は、以前より全室貸付けを行っているアパート(5室)について本年中に支払いを受けた家賃の合計額である。アパート 4 室の家賃は 1 室につき 1 月当たり 70,000円 で貸付けを行っていたが、前年 8 月分から 1 月当たり 90,000円 に値上げする旨をアパートの賃借人に対して申し出ている。この申し出について、3 室の賃借人からは承諾を得ているが、1 室の G 賃借人はこれを不服として、前年 8 月分から 1 月当たり 80,000円 を法務局へ供託していた。その後本年 7 月に前年 8 月分からの家賃を 1 月当たり 85,000円 とすることで和解が成立し、この和解に伴い甲は前年 8 月分から本年 7 月分までの供託金と新家賃との差額の支払いを受けている。その後本年 8 月分以降の家賃は契約どおり 1 月当たり 85,000円 を受け取っている。

●第 2 回直前予想模擬試験(第二問)

【資料Ⅳ】

甲の相続に関する資料は次のとおりである。

相続税額	3,000,000円
相続税評価額	
C土地	22,000,000円
D土地	5,800,000円
その他土地等	12,800,000円
事業用資産	17,000,000円
骨董品	800,000円
有価証券等	1,510,000円
その他財産	21,210,000円
債務控除額	1,120,000円
計	80,000,000円

●第 1 回実力判定公開模擬試験(第二問)

【資料Ⅱ】

- 1 A社から支給を受けた給与等の合計額 8,747,800円(支給総額)
 

上記の金額には以下のものが含まれている。

  - (1) A社から本年 1 月10日に支給を受けた前年12月分の給与 610,500円
 

なお、A社の給与規程では毎月分の給与を月末締め翌月10日に支給する定めとなっている。
  - (2) 通勤手当 327,800円
 

この通勤手当は前年12月から本年10月までに係るものであり、1月当たりの金額は29,800円である。この通勤手当は通常必要であると認められるものである。

なお、甲は本年において1月から10月までの間に通勤費用298,000円(1月当たり29,800円)を支出している。
  - (3) 出張手当 120,000円
 

この出張手当はA社の旅費規程に基づき支給されたものであり、通常必要であると認められる範囲内の金額である。

なお、甲が実際に支出した出張費用の金額は105,000円である。
  - (4) 交際費 95,000円
 

この交際費のうち、業務の遂行上使用していることが明らかな金額は80,000円である。このほか、甲は職務に関連する書籍の購入費用20,000円を支出している。

なお、甲がA社で勤務を行うに当たり上記の支出した金額について証明が必要なものについては、すべて同社から証明がされている。



本試験問題

●第一問 問2 一引渡命令と差押え一

(2) 滞納者Xから絵画及び貴金属(以下「絵画等」という。)を預かっていたXの知人A宅に、Y税務署徴収職員が臨場した。Aは、徴収職員から、「あなたがXから預かっている絵画等について、Xの財産に対する滞納処分として差し押さえたいので、協力をお願いしたい。」と言われたが、「絵画等はXから預かっているものであり、Xの了承なく応じることはできない。」と答え、徴収職員の依頼に応じなかった。

この後、徴収職員が絵画等の差押えのために採るべき措置及び絵画等の差押えの効力発生時期を答えなさい。

●第二問 一無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務一

〔設例〕

- 飲食業及び食料品製造業を営むA社(代表者Pが100%株主である。)は、飲食業部門の事業を別会社に承継することを目的として、新たに株式会社B社(代表者はPの配偶者であるQ)を設立する会社分割(以下「本件新設分割」という。)を行うこととし、令和4年8月31日、本件新設分割に係る新設分割計画について株主総会の特別決議により承認を得た。
- 本件新設分割の内容は、おおむね次のとおりである。
  - B社が分割に際して発行する株式  
B社は、本件新設分割に際して普通株式100株を発行し、その全部をA社に交付する。
  - 承継する権利義務  
A社の飲食業部門の事業に属する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。なお、B社に承継する具体的な資産及び債務の内容及び価額は以下のとおりである。  
(資産)  

店舗土地	2,000万円
店舗建物	1,000万円
店舗備品	500万円
売掛金	200万円

 (債務)  

買掛金	800万円
借入金	2,500万円
未払給与	200万円
  - 本件新設分割の効力発生日  
令和4年10月1日
- 令和5年3月1日、A社は、B社の株式100株をPの長男R及び次男Sに、それぞれ50株ずつ譲渡した。なお、譲渡代金は各200万円(時価相当額は各400万円)である。

●第一問 一国税徴収法第26条一

問3 (20点)

次の(1)及び(2)について、納税者等の不動産が換価された場合の各債権に対する配当金額及び残余金の金額を、計算過程と根拠を示して答えなさい。

- (注) 配当金額の計算に当たっては、利息、遅延損害金、延滞税及び延滞金について一切考慮する必要はない。
- 不動産の換価代金……2,000万円  
 直接の滞納処分費……10万円  
 A銀行の抵当権(令和2年6月3日設定登記)の被担保債権……700万円  
 B税務署の差押え(令和4年1月15日登記)に係る国税(法定納期限等 令和3年3月15日)……400万円  
 C銀行の抵当権(令和4年8月30日設定登記)の被担保債権……600万円  
 D社の不動産保存の先取特権(令和4年12月1日登記)の被担保債権……100万円  
 E県参加差押え(令和5年5月25日登記)に係る地方税(法定納期限等 令和4年3月31日)……500万円  
 F市参加差押え(令和5年10月10日登記)に係る地方税(法定納期限等 令和元年12月20日)……300万円

大原予想問題

●第2回直前予想模擬試験(第二問)

問2 (20点)

次の設例において、以下の設問に答えなさい。なお、土日、祝日等は考慮する必要はない。

〔設例〕

- 甲社は、令和6年3月決算に係る法人税確定申告分(法定納期限 令和6年5月31日)4,000,000円を滞納していた。
- A税務署の徴収職員は、財産の調査により、甲社が乙社へ賃貸している機械の存在を把握し、甲社の滞納法人税を徴収するため、差押えを行いたい旨を乙社に説明したが、引渡しを拒まれている。
- 乙社は、甲社との賃貸借契約(契約期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日)に基づき、令和6年4月1日に1年分の使用料1,560,000円を前払いしていた。

設問1 徴収職員が、乙社から本件機械を差し押さえるための手続について説明しなさい。

●第1回直前対策模擬試験(第一問)

問3 (15点)

次の設例について、滞納者甲の所得税更正分を徴収するため、国税徴収法上考えられる徴収方法及び徴収見込額について、その根拠を示して述べなさい。なお、徴収手続については、ふれる必要はない。解答にあたり、土日、祝日等を考慮する必要はない。

〔設例〕

- 滞納者甲は製造業を営んでいたが、不況のあおりを受け債務超過に陥り事業を廃止していた。  
 その後、滞納者甲は、令和4年分所得税確定申告分について更正処分を受け、その更正処分に係る所得税1,600万円(納期限 令和5年9月28日)を滞納するに至っている。
- X税務署の徴収職員は、滞納者甲の所得税更正分を徴収するため財産の調査を行ったが、その時点では、国内において滞納者甲は、所得税更正分を徴収できるめぼしい財産を一切所有していないことが明らかになっていた。  
 しかし、最近において、滞納者甲がハワイにリゾートマンション(評価額 2,200万円)を所有しているという情報に基づき、財産の調査を行ったところ、滞納者甲名義のリゾートマンションの所在が明らかになった。
- 所得税更正分について、上記財産につき、租税条約等の相手国であるアメリカに対し、徴収の互助の要請を行ったところ、令和6年6月5日に、その財産はすでに第三者である乙(滞納者甲とは特別な関係にはない。)に1,000万円で売却され、現在は乙名義の財産となっていること、滞納者甲はその他にアメリカ国内に、滞納処分が可能な財産を一切所有していないこと等の報告を受けている。

●第2回直前予想模擬試験(第二問)

問1 (30点)

次の設例について、乙所有の土地が、概算評価額で売却された場合の、各権利者に対する配当順位及び配当金額について、その根拠を示して答えなさい。滞納処分費、利息、遅延損害金、延滞税及び延滞金並びに各債権者の債権額の変動については一切考慮する必要はない。

なお、土日、祝日等は考慮する必要はない。

〔設例〕

- X税務署管轄内に所在する滞納者乙は、下記1の租税公課を滞納している。
- X税務署長は、令和6年3月27日に行われた滞納地方税の差押えに対して、令和6年4月13日に、令和4年分消費税修正申告分の参加差押えを、令和6年5月15日に、令和4年分所得税更正分の参加差押えを行った。
- Ⅱの他に、この地方税の差押えに対して、令和6年5月10日に、社会保険料が交付要求を行っている。
- 令和6年5月25日に、完納の事実に基づき、地方税が差押えを解除した後、令和6年6月4日に甲の地方税が、令和6年6月7日に甲の令和3年分所得税更正分が、それぞれ交付要求を行っている。

記

- 滞納者乙の滞納租税公課
  - 令和4年分所得税更正分250万円  
 納期限：令和6年4月20日
  - 令和4年分消費税修正申告分300万円  
 納期限：令和6年3月28日
  - 地方税250万円  
 法定納期限等：令和6年1月31日
  - 社会保険料150万円  
 法定納期限等：令和5年2月28日
- 地方税の差押財産
  - 乙所有の土地(概算評価額：2,200万円)
  - 権利関係
    - A抵当権(設定登記：令和5年11月16日、債権額1,500万円、債権者A)
    - B抵当権(設定登記：令和6年3月25日、債権額350万円、債権者B)
    - 令和5年11月30日 甲から乙に所有権移転登記
- 滞納者甲の滞納租税
  - 地方税300万円  
 法定納期限等：令和5年10月31日
  - 令和3年分所得税更正分500万円  
 納期限：令和5年11月20日



## 本試験問題

### ●第一問 一国税徴収法第22条一

問3 (20点)

次の(1)及び(2)について、納税者等の不動産が換価された場合の各債権に対する配当金額及び残余金の金額を、計算過程と根拠を示して答えなさい。

(注) 配当金額の計算に当たっては、利息、遅延損害金、延滞税及び延滞金について一切考慮する必要はない。

(2) 不動産の換価代金……2,000万円

A銀行の抵当権(令和4年8月31日設定登記)の被担保債権……500万円

B銀行の抵当権(令和5年6月15日設定登記)の被担保債権……400万円

C銀行の抵当権(令和5年9月15日設定登記)の被担保債権……600万円

D銀行の抵当権(令和5年9月30日設定登記)の被担保債権……300万円

E税務署の交付要求(令和5年12月13日)に係るXの国税(法定納期限等 令和5年5月31日)……700万円

(注1) 本件の不動産は、令和5年10月25日にXからYに譲渡されている。

(注2) E税務署の交付要求は適法であるものとする。

### ●第一問 一相続等があった場合の滞納処分の効力一

問1 (15点)

次の(1)及び(2)について、簡潔に説明しなさい。

(2) 相続があった場合の滞納処分の効力

## 大原予想問題

### ●第1回実力判定公開模擬試験(第二問)

〔設例〕

1 滞納者甲は令和4年分所得税期限後申告分を滞納しているが、唯一の所有財産である土地を乙株式会社(以下「乙社」という。)に譲渡した。乙社の所在地を所轄するA税務署長は以下3の法人税更正分を徴収するため、滞納者乙社の当該土地に対し差押えを行った。

2 甲の滞納国税

令和4年分所得税期限後申告分 1,100万円

なお、当該申告書は令和5年4月30日に提出されている。

また、甲の納税地を所轄するB税務署長は、令和6年5月10日に本件土地の差押えに対し交付要求を行っている。

3 乙社の滞納国税等

(1) 令和4年3月期法人税確定申告分に対する更正分 400万円

更正に係る納期限は令和5年10月28日である。なお、令和6年4月20日に差押えを行っている。

(2) 社会保険料 360万円

なお、法定納期限等は令和6年6月5日である。乙社の年金事務所長は令和6年6月9日に本件土地の差押えに対し交付要求を行っている。

4 差押不動産の上記以外の権利関係は、次のとおりである。

(1) 令和5年10月24日 抵当権設定登記 抵当権者C 被担保債権額：1,000万円

(2) 令和5年12月5日 抵当権設定登記 抵当権者D 被担保債権額：3,000万円

(3) 令和6年3月24日 売買を原因として乙社に所有権移転登記

5 A税務署長は本件土地を公売し、買受人から換価代金4,300万円を受領した。この公売に際し不動産鑑定料50万円及び差押関係書類郵送料1万円を支払っている。

6 A税務署長は本件土地の公売に係る配当だけでは滞納法人税に徴収不足が生じるため、その後再度財産の調査を行ったところ、乙社はさらに以下の財産を所有していることが新たに判明した。

(1) 乙社の区分所有建物

① 概算評価額 1,000万円

② 抵当権：設定登記日 令和6年7月5日 抵当権者 E銀行

債務者 乙社 被担保債権額 1,000万円 返済期限：令和24年6月30日

問1 本件土地を換価に付した場合の各債権への配当金額及び配当順位を計算過程を示して述べなさい。

### ●第2回実力判定公開模擬試験(第二問)

設問1

(1)①の法人税更正分について、A税務署長が既に執行している売掛金の滞納処分の効力は、甲社の合併によりどのようになるか述べなさい。



本試験問題

●第一問 一納期及び徴収方法一

(1) 固定資産税の納期及び徴収の方法について説明しなさい。

●第二問 一家屋一

【家屋Z】

- (1) 主要構造部を耐火構造とした5階建の家屋であり、独立した8の区画から構成されている。  
(区分所有に係る家屋ではない。)
- (2) 建築時期は、令和5年5月であり、同年末までには下図のとおり入居は完了している。
- (3) 家屋課税台帳に登録された令和6年度分の価格は、550,000,000円である。
- (4) 区画A、区画Dは、店舗の用に供されている。
- (5) 区画B、区画C、区画F、区画Gは、居住の用に供されている。
- (6) 区画E、区画Hは居住用と事務所用の併用である。
- (7) 区画Hは家屋Zの所有者が自ら使用しているが、その他の区画については貸家の用に供されている。

		H 事務所用 80㎡		居住用 40㎡		共用部分 100㎡
		G 居住用 220㎡				
E 居住用 40㎡		事務所用 40㎡		F 居住用 100㎡		
C 居住用 140㎡			D 店舗用 100㎡			
A 店舗用 200㎡				B 居住用 40㎡		

●第二問 一大規模の償却資産一

【X会社】

- ① A工場  
甲県乙市に建設され、令和2年5月23日に稼働開始  
A工場の用に供する償却資産の令和6年1月1日現在の評価額は21,000,000,000円  
令和3年度に法定金額(注)を超過
- ② B工場  
甲県乙市に建設され、令和2年10月27日に稼働開始  
B工場の用に供する償却資産の令和6年1月1日現在の評価額は32,000,000,000円  
令和3年度に法定金額を超過
- ③ C工場  
甲県丙町に建設され、令和4年2月17日に稼働開始  
C工場の用に供する償却資産の令和6年1月1日現在の評価額は60,000,000,000円  
令和5年度に法定金額を超過

【Y会社】

- ④ D工場  
甲県丁市に建設され、令和元年12月16日に稼働開始  
D工場の用に供する償却資産の令和6年1月1日現在の評価額は80,000,000,000円  
令和2年度に法定金額を超過
- ⑤ E工場  
甲県丁市に建設され、平成29年7月28日に稼働開始  
E工場の用に供する償却資産の令和6年1月1日現在の評価額は50,000,000,000円  
令和元年度に法定金額を超過
- ⑥ F工場  
甲県丁市に建設され、平成25年6月14日に稼働開始  
F工場の用に供する償却資産の令和6年1月1日現在の評価額は90,000,000,000円  
平成26年度に法定金額を超過

大原予想問題

●第1回直前予想模擬試験(第一問) 問1

問1 基準年度における、土地及び家屋の固定資産税の賦課及び徴収に関し、賦課期日から納期限までに地方税法に基づき市町村(市町村長を含む。)が行わなければならない事項について説明しなさい。

●第1回実力判定公開模擬試験(第二問) 問1

【家屋】

- (1) 当該土地の上に建築された下図の家屋は、鉄筋コンクリート造の4階建て(耐火構造)であり、下図のとおり独立した8区画及び共用部分から構成されている。
- (2) 区画B及びC以外の区画は貸家の用に供されており、各区画の用途は下図のとおりである。
- (3) 区分所有に係る家屋ではない。
- (4) 独立した区画には、天井の高さ、附帯設備の程度等に差はない。
- (5) 令和6年度の価格は126,000千円である。

F (事務所)70㎡	G (居住用)70㎡	H (事務所)60㎡	共用部分 100㎡
D (居住用)100㎡		E (事務所)100㎡	
B (居住用)150㎡		C (店舗)50㎡	
A (居住用)200㎡			

●第2回実力判定公開模擬試験(第二問) 問2

- (1) X会社A発電所
- ① 甲県乙市に建設され、令和4年4月に稼働開始
- ② 令和5年度に課税定額(※)を超過
- ③ 令和6年1月1日現在の価額 25,000,000千円
- ※ 課税定額とは、地方税法第349条の4第1項の規定により、市町村の区分に応じて定められる金額をいう。以下同じ。
- (2) X会社B工場
- ① 甲県乙市に建設され、令和4年11月に稼働開始
- ② 令和5年度に課税定額を超過
- ③ 令和6年1月1日現在の価額 3,500,000千円
- (3) Y会社C工場
- ① 甲県乙市に建設され、令和4年8月に稼働開始
- ② 令和5年度に課税定額を超過
- ③ 令和6年1月1日現在の価額 2,500,000千円
- (4) Y会社D高架橋
- ① 甲県丙町に建設され、平成31年4月に稼働開始
- ② 令和2年度に課税定額を超過
- ③ 令和6年1月1日現在の価額 20,000,000千円
- (5) Y会社E工場
- ① 甲県丁村に建設され、平成29年9月に稼働開始
- ② 平成30年度に課税定額を超過
- ③ 令和6年1月1日現在の価額 3,000,000千円





## 本試験問題

## ●第一問

問 1 (25点)

令和 6 年度分の個人住民税における所得控除制度に関し、所得税における取扱いとの相違点に留意しつつ、次の点について簡潔に述べなさい。

- (1) 所得控除制度の趣旨
- (2) 障害者控除の意義及び概要
- (3) 扶養控除の意義及び概要

## ●第一問

問 2 (25点)

給与所得者に対する個人住民税の特別徴収制度(退職所得の特別徴収を除く。)について、次の事項に言及しつつ述べなさい(定額減税の影響はないものとして記述すること)。

- ① 特別徴収の対象となる納税義務者の範囲
- ② 給与支払報告書の提出義務
- ③ 特別徴収義務者の指定及び特別徴収税額の通知
- ④ 給与支払報告書及び特別徴収税額通知の電子化

## ●第二問

(1) 甲(昭和40年 8 月20日生)の所得等の状況

- ② 株式に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

区分	決算	決算月	収入年月日	株主総会 決議年月日	収入金額
a 株式(非上場)	年 1 回	1 月	令和 5 年 5 月15日	令和 5 年 4 月10日	360,000
b 株式(上場)	年 1 回	12月	令和 5 年 2 月16日	令和 5 年 1 月30日	140,000

(注 1) a 株式に係る収入は剰余金の配当である。

(注 2) a 株式の配当については、源泉徴収され、所得税の確定申告書において総合課税により申告されている。

(注 3) b 株式の配当については、源泉徴収選択口座内で保管され、所得税の確定申告書において分離課税により申告されている。

- ③ 支払社会保険料 1,442,000円
- ④ 支払一般生命保険料

## ●第二問

(2) 甲の妻(昭和34年 8 月20日生)(甲と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

- ① 給与所得に係る収入金額  
・ B 社から支払を受けた給与収入金額 7,130,000円
- ② 退職所得に係る収入金額等の明細  
・ 甲の妻の勤務状況  
昭和63年 4 月 1 日 B 社に就職  
令和 5 年 7 月31日 B 社を退職  
・ B 社から支給を受けた一般退職手当の収入金額(令和 5 年10月10日支給) 19,800,000円

## ●第二問

(2) 甲の妻

- ⑥ 令和 5 年中に支出した寄附金の額  
・ H 県に対して寄附した金額 10,000円  
・ I 県に対して寄附した金額 15,000円  
・ I 県 L 市に対して寄附した金額 10,000円  
・ I 県 M 市に対して寄附した金額 20,000円  
・ I 県 N 市に対して寄附した金額 5,000円  
・ I 県 O 市に対して寄附した金額 25,000円  
(注) 寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告書に記載されており、寄附先の自治体全ての領収書が添付されている。なお、寄附先の自治体は全て地方税法第37条の 2 第 2 項及び第314条の 7 第 2 項に基づき総務大臣が指定する団体である。

## ●第二問

(4) 甲の長男の妻(平成11年12月31日生)(甲と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

- ① 給与所得に係る収入金額  
・ G 社から支払を受けた給与収入金額 4,500,000円
- ② 甲の長男の妻を名義人とする定期預金の利子 10,000円  
(支払日 令和 5 年 9 月24日、支払者の所在地 X 県)  
(注) 甲の長男の妻を名義人とする定期預金の利子について源泉徴収されている。
- ③ 支払社会保険料 675,500円
- ④ 令和 5 年中に支出した寄附金の金額  
・ T 県 U 市に対して寄附した金額 27,000円  
(注) 甲の長男の妻は確定申告書を提出しておらず、T 県 U 市に対して寄附した金額については地方税法附則第 7 条に基づく寄附金税額控除に係る申告の特例の適用を受けている。なお、T 県 U 市は地方税法第37条の 2 第 2 項及び第314条の 7 第 2 項に基づき総務大臣が指定する団体である。

## 大原予想問題

## ●全国統一公開模擬試験(第一問)

問 2

個人の住民税の取扱いに関して、以下の点について簡潔に述べなさい。

- (1) 雑損控除
- (2) 雑損失の繰越控除
- (3) 医療費控除
- (4) 扶養控除

## ●第 1 回直前予想模擬試験(第一問)

問 1

個人の住民税の扶養控除及び寄附金税額控除に関し、その意義及び制度の概要について述べなさい。なお、寄附金税額控除に係る申告特例制度(いわゆる「ふるさと納税ワンストップ」特例制度)について述べる必要はない。

## ●第 2 回直前予想模擬試験(第一問)

問 1

給与所得者に対する個人住民税の特別徴収制度(分離課税に係る所得割の特別徴収を除く。)について、以下の事項に言及しつつ述べなさい。

- (1) 特別徴収の対象となる納税義務者の範囲
- (2) 給与所得以外の所得がある場合の取扱い
- (3) 特別徴収義務者の指定及び特別徴収税額の決定手続
- (4) 給与所得者が退職した場合の徴収方法
- (5) 令和 6 年度分の個人住民税の特別税額控除

## ●全国統一公開模擬試験(第二問)

(1) 甲

- ④ 株式に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

区分	決算	決算月	収入年月日	株主総会 決議年月日	収入金額
a 株式(上場)	年 1 回	3 月	令和 5 年 5 月19日	令和 5 年 4 月20日	170,000
b 株式(非上場)	年 1 回	3 月	令和 5 年 9 月 3 日	令和 5 年 8 月10日	80,000
c 株式(非上場)	年 1 回	1 月	令和 5 年 9 月21日	令和 5 年 8 月31日	38,000

(注 1) a 株式の配当については、源泉徴収選択口座内で保管され、所得税の確定申告書において分離課税により申告されている。

(注 2) b 及び c 株式の配当については、源泉徴収され、所得税の確定申告書において申告されていない。

(注 3) b 及び c 株式に係る収入は、剰余金の配当である。

- ⑤ 支払社会保険料 1,244,000円
- ⑥ 支払生命保険料

## ●全国統一公開模擬試験(第二問)

(1) 甲(昭和34年10月10日生)の所得等の状況

- ① 給与所得に係る収入金額  
・ A 社から支払を受けた給与収入金額 20,000,000円
- ② 退職所得に係る収入金額等の明細  
・ 甲の勤務状況  
昭和63年 4 月 1 日 A 社に就職  
令和 5 年 5 月31日 A 社を退職  
・ A 社から支給を受けた一般退職手当の収入金額(令和 5 年 6 月10日支給) 22,800,000円

## ●全国統一公開模擬試験(第二問)

(1) 甲

- ⑦ 令和 5 年中に支出した寄附金の金額  
・ Q 県 R 市に対して寄附した金額 30,000円  
・ S 県に対して寄附した金額 10,000円  
(注) 寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告書に記載されており、Q 県 R 市の領収書及び S 県の領収書が添付されている。なお、Q 県 R 市及び S 県は地方税法第37条の 2 第 2 項及び第314条の 7 第 2 項に基づき総務大臣が指定する団体である。

## ●全国統一公開模擬試験(第二問)

(1) 甲

- ③ 利子所得に係る収入金額  
・ 甲を名義人とする定期預金の利子 17,000円  
(支払日 令和 5 年 2 月 8 日、支払者の所在地 X 県)

## ●全国統一公開模擬試験(第二問)

(3) 甲の長男

- ② 令和 5 年中に支出した寄附金の金額  
・ T 県 U 市に対して寄附した金額 20,000円  
(注) 甲の長男は確定申告書を提出しておらず、T 県 U 市に対して寄附した金額については地方税法附則第 7 条に基づく寄附金税額控除に係る申告の特例の適用を受けている。なお、T 県 U 市は地方税法第37条の 2 第 2 項及び第314条の 7 第 2 項に基づき総務大臣が指定する団体である。



## 本試験問題

## ●第一問 問1

問1 (30点)

2以上の道府県において事務所を設けて事業年度を通じ物品販売業を行う普通法人について、次の(1)及び(2)の事項を説明しなさい。なお、当該法人は通算法人である。事業年度は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とし、事業年度開始日及び終了日の資本金の額は500,000,000円である。

## (1) 確定申告に係る申告納付期限の延長制度

なお、当該延長に係る承認申請の手続きについては説明を要しない。また、当該法人はこれまでに申告納付期限の延長に係る承認を受けたことがないものとする。

## (2) 地方税関係手続用電子情報処理組織による申告並びに地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例及びその特例の申請手続き

なお、当該申告により発生する効力及び特例の申請後に総務大臣又は道府県知事が行う手続きについては説明を要しない。

## ●第一問 問2

問2 (20点)

次の【資料】に基づき、甲株式会社(以下「甲社」という。の)第5期事業年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度)における付加価値割に係る課税標準額及び各県に納付する付加価値割額の算定方法について説明しなさい。

ただし、地方税法附則第9条第13項から第16項までに規定する給与等の支給額が増加した場合の特例措置に係る説明は要しない。

## 【資料】

- ・ 甲社の令和7年3月31日現在の資本金の額は200,000,000円である。
- ・ 甲社は令和2年4月1日に設立され、L県に本店(設立当初より設置)を、M県に支店(令和6年10月1日より設置)及び工場(設立当初より設置)を設置して、食料品の製造業を行っている。
- ・ 甲社は令和4年4月1日からN国においても支店(恒久的施設に相当するものである。)を設置して、食料品の製造業を行っている。
- ・ 甲社は乙株式会社から、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約に基づき労働者派遣を受けている。
- ・ 甲社は国内外の経理を明確に区分して計算をしていない。
- ・ 事業税の税率は、L県は地方税法に定める標準税率、M県は同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率である。

## ●第二問 問1

問1 (25点)

次の【資料】に基づき、A株式会社(以下「A社」という。の)第30期事業年度に係る事業税額のうち、各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして算定しなさい。

## 【資料】

- A社の第30期事業年度は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までである。
- A社は電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業を行っており、事業年度末時点で、X県に本社及び営業所、Y県に営業所、Z県に営業所がある。
- A社の令和7年3月31日現在の資本金の額、資本準備金の額及び資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する金額)は、次のとおりである。

資本金の額	480,000,000円
資本準備金の額	20,000,000円
資本金等の額	470,000,000円
- A社は、令和6年5月に行われた株主総会において、会社法第448条第1項第2号の規定により利益準備金の額のうち40,000,000円を資本金の額とする旨決議を受けた。なお、当該事項に係る効力発生日は令和6年5月末としている。
- A社の第30期事業年度における収益の額及び費用の額は、次のとおりである。
  - 収益の額

電力販売料収入	9,607,400,000円
地代家賃(※1)	20,300,000円
受取利息	71,500,000円
固定資産売却益(※2)	48,500,000円
損害賠償金収入	20,000,000円
  - 費用の額

他社購入電力料	3,458,664,000円
販売費	796,500,000円
一般管理費	1,834,900,000円
接続供給託送料	2,882,220,000円
支払利息	607,000,000円
有価証券売却損(※3)	3,000,000円
法人税額等	306,885,000円
- ※1 地代家賃のうち5,300,000円は社宅貸付料である。
- ※2 固定資産の売却による収入金額は450,000,000円である。
- ※3 有価証券売却損は、投資有価証券を107,000,000円で売却したことにより生じたものである。

## 大原予想問題

## ●全国統一公開模擬試験(第一問)

問1 (25点)

2以上の道府県において事務所を設けて事業を行う普通法人(資本金300,000,000円)について、次の(1)、(2)及び(3)の事項を説明しなさい。

- (1) 災害その他やむを得ない理由に係る申告納付期限の延長
- (2) 会計監査等による申告納付期限の延長及び当該適用法人が災害により決算が確定しない場合
- (3) 申告納付期限の延長の申請の却下及び承認

## ●第1回直前予想模擬試験(第一問)

問1 (30点)

国内に主たる事務所又は事業所を設けて建設業を行う法人(資本金の額1,000,000,000円)について、付加価値割の課税標準である付加価値額の算定方法について説明しなさい。

ただし、「外形標準課税における賃上げ促進税制(地方税法附則第9条第13項)」についての説明は要しない。

## ●全国統一公開模擬試験(第二問)

問1 (30点)

次の【資料】に基づき、A株式会社(以下「A社」という。の)第36期事業年度に係る事業税額について、各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして算定しなさい。

## 【資料】

- A社の第36期事業年度は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までである。
- A社は、電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(以下「小売電気事業」という。及び鉄道事業を行っており、期末時点において、各事業における事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)をX県及びY県に設置している。
- A社は小売電気事業及び鉄道事業を基本的に区分経理しており、各事業の共通の収入及び経費については、妥当な基準により適正な按分計算が行われている。なお、課税標準及び税額は、事業部門ごとで別々に算定するものとする。
- A社の令和7年3月31日現在の資本金の額、資本準備金の額及び資本金等の額(地方税法第72条の21第1項本文の規定により計算した金額)は、次のとおりである。

資本金の額	28,000,000,000円
資本準備金の額	400,000,000円
資本金等の額	28,800,000,000円
- A社の第36期事業年度における各事業の収入金額は、次のとおりである。なお、小売電気事業における収入金額には、保険会社から支払われた保険金20,000,000円が含まれる。

小売電気事業	103,340,000,000円
鉄道事業	18,130,000,000円
- A社の第36期事業年度における所得金額(法人税法施行規則別表四の合計欄の額)は、1,337,401,000円である。なお、そのうち小売電気事業に係る所得金額は1,133,200,200円、鉄道事業に係る所得金額は204,200,800円である。
- A社の第36期事業年度の法人税の額の計算に当たっては、支払を受けた利子等について源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額65,400,000円について、全額を税額控除の対象としている。なお、65,400,000円のうち小売電気事業に係る金額は60,000,000円、鉄道事業に係る金額は5,400,000円である。

6 A社の第30期事業年度の人件費関係等の概況は次のとおりである。

所在地	人件費関係	利息関係	賃貸借料関係
X 県	給与・賞与等 580,000,000円(※1)	借入金利息	本社の一部の賃貸料 15,000,000円(※3)
	法定福利費 52,200,000円	預金利息 350,000,000円	
	企業年金掛金 52,629,000円	国債利息 10,000,000円	
	派遣契約料 42,562,000円(※2)		
Y 県	給与・賞与等 423,000,000円	借入金利息 151,800,000円	営業所の賃借料 23,000,000円
	法定福利費 38,070,000円	預金利息 25,000,000円	借上社宅の賃借料 8,400,000円(※4)
	企業年金掛金 39,298,000円		
Z 県	給与・賞与等 363,000,000円	借入金利息 105,200,000円	営業所の賃借料 15,000,000円 会議室の賃借料 150,000円(※5)
	法定福利費 32,670,000円	預金利息 5,000,000円	
	企業年金掛金 31,523,000円	地方債利息 1,500,000円	

- ※1 法人税額の計算において損金不算入とされた役員報酬20,000,000円を含む。
- ※2 A社はB株式会社(以下「B社」という。)から労働者派遣法に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣を受けており、当該派遣労働者はA社の業務に従事している。
- ※3 本社の建物の一部をB社に貸している。管理人費その他の維持費としての共益費3,000,000円を含む。
- ※4 借上社宅の使用料として、5,300,000円を従業員から受け取っている。
- ※5 令和7年3月10日から令和7年3月24日までの間を契約期間として、一時的にC株式会社所有の建物の一室を会議室用に借りた。
- (注1) 「人件費関係」、「利息関係」及び「賃貸借料関係」の欄にある額は、第30期事業年度中の総額である。これらは特段の記述がない限り全て第30期事業年度の法人税の所得の計算において損金又は益金の額に算入されているものとする。また、「人件費関係」、「利息関係」及び「賃貸借料関係」の欄にある額には、棚卸資産等に係るものはないものとする。
- (注2) 「給与・賞与等」には、所得税を課さないこととされている通勤手当は含まれていない。

7 A社の第30期事業年度における法人税の課税標準である所得金額(法人税法施行規則別表四の合計欄(34)の額)は、925,215,000円である。

8 A社の第30期事業年度の法人税の額の計算に当たっては、支払いを受けた利子等について源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額10,950,225円について、全額を損金の額に算入している。

9 A社の事業年度終了の日現在において、貸借対照表に記載されている事務所等の有形固定資産の価額は次のとおりである。

所在地	有形固定資産の価額
X 県	6,284,026,000円
Y 県	948,234,000円
Z 県	697,849,000円

10 A社の事務所等の従業者数は次のとおりである。

		(単位：人)												
所在地	事務所等	令和 6 年										令和 7 年		
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
X 県	本社	80	83	83	82	82	82	82	82	81	81	81	82	
	営業所 a	—	—	21	21	46	50	50	50	50	50	51	49	
	営業所 b	25	25	24	26	—	—	—	—	—	—	—	—	
Y 県	営業所	34	34	32	36	34	34	33	33	33	33	32	32	
Z 県	営業所	21	21	21	21	21	21	20	20	20	20	20	20	

- (注1) 上記の従業者数の数値は各月の末日現在における従業者数の数値である。なお、( )内の数値は廃止日現在の従業者数の数値である。
- (注2) X県の営業所 aは令和6年6月1日に新設した。
- (注3) X県の営業所 bは令和6年7月15日に廃止した。
- (注4) X県の本社には労働者派遣契約に基づき受け入れた派遣労働者15人が含まれる。

11 事業税の税率は、X県は地方税法に定める標準税率、Y県及びZ県は同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率である。

12 上記以外に考慮すべき項目はない。

8 A社の第36期事業年度に係る事業別の概況は次のとおりである。

(1) 小売電気事業

所在地	人件費関係	利息関係	賃貸借料関係
X 県	給与・賞与等 1,680,000,000円	借入金利息 1,320,000,000円	事務所等の賃借料 88,000,000円
	法定福利費 165,600,000円	預金利息 160,000,000円	
	企業年金掛金 178,850,000円	国債利息 6,000,000円	
	派遣契約料 168,000,000円(※1)		
Y 県	給与・賞与等 1,704,000,000円	借入金利息 487,600,000円	借上社宅の賃借料 16,800,000円(※2)
	法定福利費 153,400,000円	預金利息 40,000,000円	
	企業年金掛金 165,900,000円		

- ※1 A社は派遣会社から労働者派遣法に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣を受けており、当該派遣労働者はA社の業務に従事している。
- ※2 借上社宅の使用料として、8,400,000円を従業員から受け取っている。
- (2) 鉄道事業

所在地	人件費関係	利息関係	賃貸借料関係
X 県	給与・賞与等 792,700,000円	借入金利息 133,700,000円	事務所等の一部の賃貸料 40,800,000円(※3)
	法定福利費 87,200,000円	預金利息 10,800,000円	
	企業年金掛金 94,600,000円		
Y 県	給与・賞与等 528,300,000円	借入金利息 89,300,000円	事務所等の敷地の賃借料 60,800,000円 倉庫の賃借料 800,000円(※4)
	法定福利費 58,100,000円	預金利息 7,200,000円	
	企業年金掛金 63,000,000円		

- ※3 X県のA社所有の事務所等の一部の賃貸料は、共益費4,800,000円を含む。
- ※4 当該倉庫の賃借料は、備品を一時的に保管するため、10月2日から10月22日までの間、倉庫を賃借していたことによるものである。

(注1) 「人件費関係」、「利息関係」及び「賃貸借料関係」の欄にある額は、第36期事業年度中の総額である。これらは、特段の記述がない限り、全て第36期事業年度の法人税の所得の計算において損金又は益金の額に算入されているものとする。また、「人件費関係」、「利息関係」及び「賃貸借料関係」の欄にある額には、棚卸資産等に係るものはないものとする。

(注2) 「給与・賞与等」には、所得税を課さないこととされている通勤手当は含まれていない。

9 A社の鉄道事業に係る鉄道延長の長さは次のとおりである。

X 県 53.2km(全区間複線)  
Y 県 89.3km(うち複線区間72.4km、単線区間16.9km)

10 A社の事務所等の各月末日現在の従業者数は次のとおりである。

(単位：人)

事業区分	所在地	令和6年										令和7年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
小売電気事業	X県	450	450	450	451	451	451	454	454	454	456	456	456	
	Y県	164	164	158	146	166	206	227	239	259	269	274	294	
鉄道事業	X県	132	132	133	133	134	134	133	133	133	132	132	133	
	Y県	115	116	116	116	117	118	118	118	119	117	117	117	

(注) X県の小売電気事業の事務所等の従業者数には、労働者派遣契約に基づき受け入れた派遣労働者48人が含まれる。

11 事業税の税率は、X県は地方税法に定める標準税率、Y県は同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率である。

12 上記以外に考慮すべき項目はない。

## 本試験問題

### ●第二問 問1

問2 (25点)

乙野一郎氏は、A県、B県及びC県に事務所を設けて個人として事業を行う者である。次の【資料】に基づき、令和6年度において乙野一郎氏が各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして算定しなさい。

#### 【資料】

- 1 令和5年1月1日から同年12月31日までの乙野一郎氏の事業別の収入金額及び必要経費は次のとおりである。なお、必要経費には、青色事業専従者に対する給与の金額を含まない。

事業内容	収入金額	必要経費
農業	23,091,700円	9,575,900円
物品販売業	49,774,100円	24,208,300円
飲食店業	26,810,400円	27,578,500円
コンサルタント業	7,613,600円	2,126,800円
駐車場業	1,325,200円	561,000円
合計	108,615,000円	64,050,500円

- (注1) 農業は、米の栽培を行っている。  
(注2) 物品販売業は、食料品の小売を行っている。  
(注3) 飲食店業は、レストランの経営を行っている。  
(注4) コンサルタント業は、経営のコンサルタントを行っている。  
(注5) 駐車場業は、駐車台数10台の青空駐車場の賃貸を行っている。

- 2 令和5年中における事務所の所在地及び従業者数は次のとおりである。なお、従業者数には、乙野一郎氏と生計を一にする親族及びアルバイトを含む。

(単位：人)

事業内容	所在地	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
農業	A県	2	2	2	3	3	3	3	3	3	2	2	2
物品販売業	A県	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2
コンサルタント業	B県	1	1	4	4	4	2	2	2	2	2	1	1
駐車場業	B県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
物品販売業	C県	—	—	—	—	3	3	3	3	4	4	4	4
飲食店業	C県	4	4	4	4	4	5	5	4	(3)	—	—	—

- (注1) 上記の従業者数の数値は各月の末日現在における従業者数の数値である。なお、( )内の数値は廃止日現在の従業者数の数値である。  
(注2) C県の物品販売業は、令和5年5月8日に事業を開始した。  
(注3) C県の飲食店業は、令和5年9月3日に事業を廃止した。

- 3 乙野一郎氏と生計を一にする親族に関する事業は次のとおりである。

- (1) 乙野花子(妻)は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間、乙野一郎氏の行う物品販売業にのみ従事し、その間に1,728,000円の給与の支払いを受けた。  
(2) 乙野桜子(長女)は、令和5年7月1日から令和5年9月30日までの間、乙野一郎氏の行う物品販売業にのみ従事し、その間に463,000円の給与の支払いを受けた。  
(3) 乙野梅子(次女)は、令和5年2月1日から令和5年8月31日までの間、乙野一郎氏の行う飲食店業にのみ従事し、その間に863,000円の給与の支払いを受けた。  
※1 いずれも令和5年12月31日時点で年齢が15歳以上である。また、死亡、長期にわたる病気、婚姻その他相当の理由により当該年中を通じて当該事業に従事することができなかった者はいなかった。  
※2 青色事業専従者の要件に適合する親族について、乙野一郎氏は、「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出し、当該書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において労務の対価として相当な給与の支払いを行っているものとする。

- 4 乙野一郎氏は、令和4年3月28日までコンサルタント業の用に供していた車両を令和5年1月30日に譲渡し、その譲渡により201,100円の損失額が生じた。

- 5 令和3年中の事業の所得の計算上算定された損失の額は3,720,000円(うち令和3年6月25日に発生した風水害による物品販売業に係る被災事業用資産の損失の額は3,010,000円)であり、令和3年中の事業の所得に基づく事業税の納税額はなく、純損失の金額の繰戻しにより所得税102,500円の還付を受けた。また、令和4年中の事業の所得の計算上、令和3年中に生じた損失のうち1,184,000円が適正に控除されている。なお、令和3年より前の事業の所得の計算上算定された損失の額はない。

- 6 乙野一郎氏は事業の開始以来、青色申告書を提出することにつき所轄税務署長の承認を受けるとともに、事業税の賦課徴収につき必要な事項を附記した所得税の確定申告書を期限内に提出している。

- 7 事業税の税率は、A県は地方税法に定める標準税率の1.05倍、B県は同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率、C県は標準税率である。

- 8 上記以外に考慮すべき項目はない。

## 大原予想問題



### ●第1回実力判定公開模擬試験〔第二問〕

問2 (25点)

乙氏は、A県、B県及びC県に事務所を設けて事業を行う個人である。次の【資料】に基づき、令和6年度において乙氏が各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして算定しなさい。

なお、乙氏は事業の開始以来、所得税の青色申告書を提出することについて、所轄税務署長の承認を受けている。

#### 【資料】

- 1 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの乙氏の事業別の収入金額及び必要経費は次のとおりである。

事業内容	収入金額	必要経費
薪炭製造業	62,705,200円	55,913,200円
林業	8,994,000円	1,905,600円
物品販売業	41,470,500円	35,249,500円
飲食店業	50,900,000円	25,520,000円
不動産貸付業	35,923,800円	28,672,800円
駐車場業	2,164,480円	367,000円

- (注1) 物品販売業は、令和5年2月15日に事業を開始した。  
(注2) 不動産貸付業に係るアパートの室数は18室である。  
(注3) 駐車場業は、駐車可能台数9台の屋外駐車場により営んでいる。  
(注4) 必要経費には、青色事業専従者に係る給与の金額は含まれていない。

- 2 令和5年中における事務所の所在地及び各月末日の従業者数(薪炭製造業に従事する乙氏を含まない。)は次のとおりである。なお、従業者数には、乙氏と生計を一にする親族及びアルバイトを含む。

(単位：人)

事業内容	所在地	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
薪炭製造業	A県a市	5	5	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5
林業	A県b市	3	3	3	3	3	3	2	2	2	1	2	2
物品販売業	B県c市	—	8	8	9	9	9	10	10	10	11	11	13
飲食店業	B県d市	4	5	5	6	7	7	8	7	8	8	9	8
不動産貸付業	C県e市	6	6	7	7	6	6	6	5	5	5	4	5
駐車場業	C県f市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

- (注) 上記の従業者数の数値は各月の末日現在における従業者数の数値である。

- 3 乙氏と生計を一にする親族に関する事項は次のとおりである。

- (1) 乙氏の妻は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間、乙氏の行う飲食店業にのみ従事し、その間に1,920,000円の給与の支払いを受けた。  
(2) 乙氏の祖母は、令和5年2月15日から令和5年12月31日までの間、乙氏の行う物品販売業にのみ従事し、その間に924,000円の給与の支払いを受けた。  
(3) 乙氏の長男は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間、乙氏の行う飲食店業にのみ従事し、その間に4,800,000円の給与の支払いを受けた。  
(4) 乙氏の次男は、令和5年中を通じて高等学校の生徒であったが、令和5年7月19日から同年8月17日までの間、乙氏の行う物品販売業にのみ従事し、その間に90,000円の給与の支払いを受けた。  
※ 上記の乙氏と生計を一にする親族は、令和5年12月31日時点で、年齢が15歳以上である。

- 4 乙氏が期限内に所轄税務署長に提出した青色事業専従者給与に関する届出書に記載されている給与の額は次のとおりである。

- (1) 乙氏の妻 1,920,000円  
(2) 乙氏の祖母 924,000円  
(3) 乙氏の長男 4,800,000円

- 5 乙氏は、令和4年5月11日まで飲食店業の用に供していた車両を令和5年5月6日に譲渡した。その譲渡により242,800円の損失額が生じた。

- 6 令和4年中の事業の所得の計算上算定された損失の額は6,696,200円であり、令和4年中の事業の所得に基づく事業税の納税額はなかった。なお、令和3年以前の事業の所得の計算上算定された損失の額はない。

- 7 乙氏は事業の開始以来、事業税の賦課徴収につき必要な事項を附記した所得税の確定申告書を期限内に提出している。

- 8 事業税の税率は、A県は地方税法に定める標準税率、B県は同法に定める標準税率の1.06倍、C県は同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率である。

- 9 上記以外に考慮すべき項目はない。